

屋外広告物の規制内容等(案) について

(1) 禁止区域(広告物を掲出してはならない区域)

■禁止区域〔条例第6条〕

<全ての広告物の禁止区域>

- ① 第1種・第2種低層住居専用地域
- ② 重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び史跡・名勝・天然記念物の地域等
→郡山宿本陣
- ③ 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び府指定の史跡・名勝・天然記念物の地域等
→海北塚古墳・耳原古墳・紫金山古墳
- ④ 茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの及び市指定の史跡・名勝・天然記念物の地域等
→安威1号墳・安威0号墳
- ⑤ 保安林の区域のうち市長が指定するもの
- ⑥ 古墳・墓地
- ⑦ その他 市長が指定する地域等

<非自家用広告物等禁止区域>

自家用広告物以外の掲出を禁止する区間・区域として、市長が指定する非自家用広告物禁止路線とその両側100mの範囲(第3種許可区域(商業系用途地域)、都市計画道路の未供用区間を除く)

非自家用広告物禁止路線

(都)新名神自動車道
(都)大岩線
(都)茨木箕面丘陵線
(都)耳原大岩線
(都)上郡佐保線
(都)国文都市3号線
(都)国文都市4号線
(都)山麓線
名神高速道路
(都)茨木寝屋川線
(都)京都神戸線
(都)道祖本摂津北線
(都)大阪高槻京都線
JR東海道本線
阪急電鉄京都線
(都)富田目垣線
(都)茨木駅千里丘陵線
(都)大阪中央環状線
(都)十三高槻線
(都)千里丘寝屋川線

※「(都)」は都市計画道路

規制区域

- 禁止区域(低層住居専用地域等)
- 第1種許可区域(中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域)
- 第2種許可区域(その他の用途地域等)
- 第3種許可区域(商業系用途地域)

景観形成地区

- にぎわい景観形成地区
- 沿道景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区

非自家用広告物等禁止区域

- 非自家用広告物禁止路線
- 未供用区間

(2) 禁止物件(広告物を掲出してはならない物件)、禁止広告物(掲出してはならない広告物)

■禁止物件〔条例第7条〕

<全ての広告物の禁止物件>

- ① 街路樹・路傍樹
- ② 橋りょう・地下道の上屋
- ③ トンネル・高架構造物・道路の分離帯・道路と鉄道の擁壁
- ④ 道路管理者が設置する街灯・信号機・道路標識
- ⑤ 道路上の棚・駒止め
- ⑥ 消火栓・火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト・電話ボックス
- ⑧ 送電塔・送受信塔
- ⑨ 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木
- ⑩ 形像・記念碑
- ⑪ その他 市長が指定する物件

<簡易広告物の禁止物件>

- ① 電柱・電話柱
- ② 道路管理者以外の者が設置する街灯
- ③ アーケード柱・アーチ

■禁止広告物〔条例第8条〕

- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽化したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(3) 許可等に関する内容

■許可手続きのフロー〔条例第11条～第14条〕

許可申請→許可手数料の納付→許可→掲出(景観形成地区の場合は、許可申請前に事前協議が必要)

①事前協議〔条例第11条〕

景観形成地区への広告物の掲出について許可を受けようとする者は、申請の前に、市長と協議しなければならない。

②許可〔条例第12条〕

広告物の表示しようとする者は、許可を受けなければならない。(許可期間は2年以内)

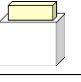
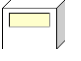
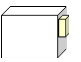

③変更の許可〔条例第13条〕

②の許可を受けた者は、広告物の種類等を変更し、改造し、もしくは移転しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

④継続の許可〔条例第14条〕

②の許可を受けた者は、許可期間が満了したのち、引き続き広告物を掲出しようとするときは、期間の満了前に、継続の許可を受けなければならない。

■許可区域ごとの基準〔規則別表第3〕

	第1種許可区域(中高層住居専用地域等)			第2種許可区域(その他の用途地域等)			第3種許可区域(商業系用途地域)		
	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他
屋上 	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む
壁面 	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物の高さ以下	建物の幅以内	総量1/3(1壁面)以下 水平方向に突出禁止
突出 	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)
地上 	10m以下	表示面積合計20㎡以下 (1面の場合は10㎡以下)		15m以下	表示面積合計30㎡以下 (1面の場合は15㎡以下)		15m以下	表示面積合計40㎡以下 (1面の場合は20㎡以下)	
工作物 	総量1/5以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止			総量1/5以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止			総量1/3以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止		

■景観形成地区における上乗せ基準〔規則別表第4〕

	全ての景観形成地区(共通)		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上	壁面	色彩	色彩
上乗せする基準	1面あたり30㎡以下	1面あたり30㎡以下	板面の地色に使う色彩 色相 R、YR、Y 彩度 8 以下 その他の色相 彩度 6 以下	板面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度 6 以下

■その他の基準

・電柱、電話柱、停留所標識を利用する広告物〔規則別表第1〕

- (電柱等突出) 大きさ:縦1.2m 横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が4.7m(歩道上は2.5m)以上、電柱等との間隔が0.15m以下、個数:1個/電柱等1本、色彩:地色は白色または白色以外の色で彩度が3以下、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない
- (電柱等巻付) 大きさ:縦1.5m以下 横 電柱等の円周の範囲内、掲出位置:地上から最下端までの距離が1.2m以上、個数:1個/電柱等1本、色彩:地色は白色または白色以外の色で彩度が3以下、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない
- (停留所標識利用) 大きさ:縦・横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が0.7m以上、個数:2面/停留所標識1本、色彩:地色は赤色・黄色その他これらに類する色以外の色であること、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない

・車体利用広告物(営利を目的とした非自家用広告物に限る)〔規則別表第2〕

- (電車) 8㎡未満のもの/1車両 車体の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:1面あたり4㎡以下/車両のそれぞれの面
上記以外 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとする等)に適合するものであること
- (路線バス) 4㎡未満のもの/1車両 車体の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:側面 1.5㎡以下/1面、後面 1.7㎡以下/1面、
個数:2個以下/1面、前面に表示しない、消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものであること
上記以外 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとする等)に適合するものであること
- (広告宣伝用自動車) 消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものであること







屋外広告物の規制内容等(案) について

(4) 適用除外 [条例第9条、第12条]

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止区域、禁止物件)や許可申請手続の適用が全部または一部除外される。

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(1)  茨木 茨木太郎 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	—	○	○	不要
(2)  止まれ 法令の規定により掲出するもの	—	○	○	不要
(3)  〇〇図書館 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体または公益社団法人、公益財団法人、自治会その他これに類する団体が掲出するもの	表示面積が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要	○	○	不要
(4)  茨木屋 自家用広告物※1	表示面積(同一の土地、建物または工作物に複数の広告物を掲出する場合は、その表示面積の合計)が7㎡以下のもの	○	○	不要
(5)  茨木家 葬祭場 冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	—	○	○	不要
(6)  第1回 アート展 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	—	○	○	不要
(7)  茨木 不動産 管理地 土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	掲出面積:7㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から広告物の最上端までの距離)	×	○	不要
(8)  寄贈 茨木会 公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を掲出するもの	寄贈者名等:0.5㎡以下 掲出面積:掲出方向から見て、広告物を掲出する建築物等の外郭線内を1平面とみなした場合の当該面の面積の1/20以下	×	○	不要

※1 自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に掲出する広告物

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(9)  私立 〇〇学校 道先案内図その他の公衆の利便に供するもの(私立学校や病院など多数の人が利用する施設への案内版など)	掲出面積:5㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から広告物の最上端までの距離) 掲出個数:2個以下	×	○	要
(10)  公共掲示板 学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物	—	×	○	要
(11)  広告 電柱、電話柱または停留所標識を利用するもの	—	×	○	要
(12)  いばらき電車 車両、船舶、航空機等に掲出するもの	—	×	○	不要※2
(13)  盆踊り会場 (7)~(12)以外の営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗、立看板(政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)	広告主または管理者の氏名(名称)・連絡先、掲出期間の始期終期を明示すること。 (1) はり紙、はり札 縦:1.2m以下 横:0.8m以下 (2) 広告旗 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:0.5m以下 (3) 立看板 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:1.5m以下	×	○	不要
(14)  掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札、広告旗、立看板	同上	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する営利を目的とした非自家用広告物は、許可申請手続が必要

上記以外に、次の広告物は、禁止物件や禁止区域に掲出できる。

- ・ 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上・防犯その他の地域における公共的な取組に要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- ・ 茨木市または大阪府が管理する道路の維持・修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの

屋外広告物の規制内容等(案) について

(5) その他条例の概要

1) 目的、あり方、各種責務・義務等

■ 条例の目的〔条例第1条〕

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

■ 広告物のあり方〔条例第3条〕

広告物は、良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

■ 市の責務〔条例第4条〕

- 市は、条例の目的を達成するため、広告物に関する施策を講じるものとする。
- 市は、広告物に関する施策を推進するに当たっては、市民に対する広告物についての啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協体制度の確立に努めなければならない。

■ 広告主等の責務〔条例第5条〕

- 広告主は、広告物が条例の規定を違反しているときは、広告物の掲出または管理を委託した屋外広告業者等への違反にかかる状態の是正の要請その他の適切な措置を講じなければならない。
- 屋外広告業者等は、広告物の掲出が法令の規定に適合したものとなるよう、広告主その他の関係者に対して助言を行い、その他必要な措置を講じるものとする。
- 市民、広告主、屋外広告業者等は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

■ 工事完了等の届出〔条例第16条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は掲出の工事を完了し、または中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

■ 管理者の設置〔条例第17条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は、その許可を受けた広告物を管理する者を置かななければならない。

■ 管理義務〔条例第18条〕

広告物の所有者、占有者、管理者は、広告物に関し補修、除却、その他必要な措置を行い、良好な状態を保持しなければならない。

■ 点検義務〔条例第19条〕

広告物の所有者、占有者、管理者は、所有し、または占有する広告物について、2年を超えない期間ごとに屋外広告士、またはこれと同等以上の知識を有する者に、一定規模以上の広告物の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

■ 除却〔条例第20条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、その日から5日以内に、広告物を除却しなければならない。
許可を受けて掲出した広告物を除却したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2) 許可手数料〔条例第15条〕

区分	手数料の額	許可期間	
はり紙・はり札等	100枚までごとに2 5 0 円	3月以内	
広告幕・広告旗	1枚につき3 5 0 円		
立看板等	1枚につき2 0 0 円		
アドバルーン	1個につき6 5 0 円		
車両に掲出する広告物 ※	4 m未満のもの	1個につき2 5 0 円	2年以内
	4 m以上のもの	車両1台につき2,0 0 0 円	
広告塔・広告板 (広告塔、広告板、建物 その他の工作物等に掲出さ れた広告物を含む。)	2 m未満のもの	1件につき4 5 0 円	
	2 m以上	1件につき1,000円	
	5 m以下のもの	1件につき1,000円に、5 m を超える面積が5 mまでごと に、1,000円を加算した額	
	5 mを超えるもの		

※ 車両1台に複数の広告物を掲出する場合は、当該広告物の表示面積の合計により区分を決定します。

3) 監督処分

■ 改修等命令、許可の取消し〔条例第21条〕

- 条例の規定に違反した広告物があるときは、広告主等に対し、広告物の掲出の停止を命じ、または相当の期間を定めて、改修等の措置をとるべきことを命じることができる。
- 市長は、許可を受けた広告物の表示者等が、市長が許可の際に付した条件に違反したとき、虚偽の申請、届出をしたときは、その許可を取り消すことができる。

■ 広告主に対する指導等〔条例第28条〕

- 広告物が条例の規定に違反し、良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告物の掲出等の委託を受けた者へのその違反に係る状態の是正の要請その他の適切な措置を講じるように指導することができる。
- 良好な景観もしくは風致の維持または危害の防止のため特に必要があると認めるときは、指導に従わない者に対し、指導に従うよう勧告することができる。
- 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その者の氏名、住所、勧告の内容を公表することができる。

■ 報告及び立入検査〔条例第29条〕

- 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または危害の防止のため必要があると認めるときは、報告、資料の提出を求め、市職員に広告物の存する土地、建物に立ち入らせ、広告物、資料を検査させ、関係者に質問させることができる。

4) 罰則

■ 罰則の金額〔条例第31条、第32条、第33条〕

罰則の対象となる者	罰金の額
条例第21条の規定による改修等命令に違反した者	500,000円
①禁止区域に広告物を掲出した者 ②非自家用広告物禁止区域に非自家用広告物を掲出した者 ③禁止物件に広告物を掲出した者 ④禁止広告物を掲出した者 ⑤許可(継続許可、変更許可を含む)が必要な広告物について許可を受けずに掲出した者 ⑥広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときに、当該広告物を5日以内に除却しない者	300,000円
①許可(継続許可、変更許可を含む)の条件に違反した者 ②変更の届出、工事完了の届出をせず、または虚偽の届出をした者 ③条例29条の規定による報告、資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告、提出をし、または職員の立入りもしくは検査を拒み、質問に虚偽の答弁をする等した者	200,000円

■ 両罰規定〔条例第34条〕

法人の代表者、法人もしくは人の代理人、使用人、従業員がその法人の業務に関して罰則の対象となる行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同様の罰金刑を科する。

茨木市条例第 号

茨木市屋外広告物条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 広告物等の制限（第6条—第10条）
- 第3章 広告物等の許可等（第11条—第20条）
- 第4章 監督処分（第21条—第28条）
- 第5章 雑則（第29条・第30条）
- 第6章 罰則（第31条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告業者 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。附則第2項、第3項及び第6項において「府条例」という。）第22条第1項の登録又は同条第3項の登録の更新を受けて屋外広告業を営む者をいう。
- (2) 屋外広告業者等 屋外広告業者その他広告主（屋外広告業者その他の者に広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示、設置又は管理をさせる者をいう。以下同じ。）から委託を受けて広告物等を表示し、設置し、又は管理する者をいう。
- (3) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名又は商標、自己の事業又は営業の内容を表示するために、自己の居宅又は事業所、事務所、営業所、作業場等に表示し、又は設置する広告物等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(広告物等のあり方)

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、広告物等に関する施策を講じるものとする。

2 市は、広告物等に関する施策を推進するに当たっては、市民に対する広告物等についての啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導並びに関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立に努めなければならない。

(広告主等の責務)

第5条 広告主は、その広告物等がこの条例の規定に違反し、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないように、当該広告物等の表示、設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

2 屋外広告業者等は、広告物等の表示又は設置が法令及びこの条例の規定に適合したものとなるよう、広告主その他の関係者に対して助言を行い、その他必要な措置を講じるものとする。

3 市民、広告主及び屋外広告業者等は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 広告物等の制限

(禁止区域)

第6条 次に掲げる地域又は場所（第3項及び第10条第1項において「禁止区域」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域又は場所

(3) 大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）第7条第1項の規定により指定された大阪府指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び同条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の地域又は場所

(4) 茨木市文化財保護条例（平成8年茨木市条例第14号）第4条第1項の規定によ

- り指定された茨木市指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び同条例第38条第1項の規定により指定された茨木市指定史跡、茨木市指定名勝又は茨木市指定天然記念物の地域又は場所
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林の区域のうち、市長が指定するもの
- (6) 古墳及び墓地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域又は場所
- 2 道路、鉄道、軌道又は索道の区間のうち、市長が指定する区間及び当該区間に接続する区域内の市長が指定する区域（次項及び第10条第1項において「非自家用広告物等禁止区域」という。）においては、自家用広告物等以外の広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- 3 市長は、第1項第2号から第5号まで若しくは第7号又は前項の規定により禁止区域若しくは非自家用広告物等禁止区域を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をしようとするとき（第1項第2号から第5号まで及び第7号並びに前項の規定により地域、場所、区間又は区域を指定し、変更し、又は廃止しようとするときを含む。）は、あらかじめ茨木市景観条例（平成24年茨木市条例第19号）第29条第1項の規定により設置された茨木市景観審議会（第7条第3項及び第12条第5項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（禁止物件）

- 第7条 次に掲げる物件（第3項及び第10条第2項において「禁止物件」という。）には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 街路樹及び路傍樹
- (2) 橋りょう及び地下道の上屋
- (3) トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- (4) 街灯（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者が設置するものに限る。）、信号機及び道路標識
- (5) 道路上の柵及び駒止め
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (8) 送電塔及び送受信塔
- (9) 形像及び記念碑
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する物件
- 2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設

置してはならない。

- (1) 電柱及び電話柱
- (2) 街灯（前項第4号に掲げるものを除く。）
- (3) アーケード柱及びアーチ

3 市長は、第1項第11号の規定により禁止物件を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（禁止広告物等）

第8条 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるものの
- (4) 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
（適用除外）

第9条 次に掲げる広告物等については、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定は、適用しない。ただし、第3号に掲げる広告物等のうち、規則で定めるものについては、規則で定めるところにより市長に届け出て表示し、又は設置する場合に限る。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令の規定により表示し、又は設置するもの
- (3) 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は自治会その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
- (4) 自家用広告物等のうち、規則に定める基準に適合するもの
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置するもの
- (6) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、当該催物を開催する会場の敷地内に表示し、又は設置するもの

2 次に掲げる広告物等については、第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前項第3号に掲げるもの以外の道先案内図その他の公衆の利便に供する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの

- (4) 前項第4号に掲げるもの以外の自家用広告物等で、都市計画法第11条第1項第5号若しくは第6号に掲げる施設を利用して表示し、若しくは設置するもの又は当該施設の敷地内に表示し、若しくは設置するもの
 - (5) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用して表示し、又は設置するもの
 - (6) 車両、船舶、航空機等（以下「車両等」という。）を利用して表示し、又は設置するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、営利を目的としない広告物等のうち、規則で定めるもの（規則で定める基準に適合するものに限る。）
- 3 次に掲げる広告物等については、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等（以下この号において「公共団体等」という。）が行う地域における公共的な取組み（規則で定める取組みに限る。）に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。）又は当該道路に接続する公共団体等の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもの
 - (2) 公共団体が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき当該管理する道路に表示し、又は設置するもののうち、規則で定めるもの
- 4 市長は、前各項の広告物等を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（経過措置）

- 第10条 第6条第1項第2号から第5号まで若しくは第7号又は同条第2項により禁止区域又は非自家用広告物等禁止区域が指定され、又は指定の変更がされた場合において、現に第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物等は、当該指定又は指定の変更の施行の日から1年6月の間（規則で定める堅ろうな広告物等（次項において「堅ろうな広告物等」という。）にあつては、規則で定める期間）は、第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 2 第7条第1項第11号の規定により禁止物件が指定され、又は指定の変更がされた場合において、現に第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物等は、当該指定又は指定の変更の施行の日から1年6月の間（堅ろうな広告物等にあつては、規則で定める期間）は、第7条第1項の規定は、適用しない。

第3章 広告物等の許可等

(事前協議)

第11条 茨木市景観条例第6条第3項の規定により景観形成地区に指定された地区における広告物等の表示又は設置について次条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、これらの申請の前に、規則で定めるところにより、表示し、又は設置しようとする広告物等の内容について、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議において、広告物等の表示又は設置に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(許可)

第12条 広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる広告物等については、この限りでない。

- (1) 第9条第1項各号並びに第2項第1号、第2号及び第7号に掲げる広告物等
- (2) 規則で定める車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等
- (3) 規則で定めるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であって、表示し、又は設置する期間が30日を超えないもの

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可の期間(第20条第1項において「許可期間」という。)は、2年を超えない範囲内において、規則で定める。

5 市長は、第2項の許可の基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可等)

第13条 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可広告物表示者等」という。)は、規則で定める事項を変更し、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第11条並びに前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。

3 許可広告物表示者等は、規則で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(継続の許可)

第14条 許可広告物表示者等は、許可期間が満了した後、引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該期間の満了前に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。

(許可手数料)

第15条 第12条第1項、第13条第1項又は前条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置するために許可を受けようとするときは、この限りでない。

(1) はり紙又ははり札等 100枚までごとに250円

(2) 広告幕 1枚につき350円

(3) 広告旗 1枚につき350円

(4) 立看板等 1基につき200円

(5) アドバルーン 1個につき650円

(6) 車両等を利用して表示され、又は設置される広告物等（表示面積（1車両等に2個以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積をいう。）が4平方メートル未満のものに限る。） 1個につき250円

(7) 車両等を利用して表示され、又は設置される広告物等（前号に掲げるものを除く。） 1車両等につき2,000円

(8) 広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は設置される広告物等を含む。以下この項において同じ。）（表示面積（広告物等の表示面が2面以上の場合、それらの合計面積をいう。以下この項において同じ。）が2平方メートル未満のものに限る。） 1件につき450円

(9) 広告塔又は広告板（表示面積が2平方メートル以上5平方メートル以下のものに限る。） 1件につき1,000円

(10) 広告塔又は広告板（前2号に掲げるものを除く。） 1件につき1,000円に、5平方メートルを超える表示面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額

2 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(工事の完了等の届出)

第16条 許可広告物表示者等は、第12条第1項又は第13条第1項の許可に係る工事を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理者の設置)

第17条 許可広告物表示者等は、第12条第1項の許可を受けた広告物等を管理する者（次条において「管理者」という。）を置かなければならない。

（管理義務）

第18条 広告物等の所有者、占有者及び管理者（次条及び第27条において「広告物等の所有者等」という。）は、広告物等に関し補修、除却その他必要な措置を行い、良好な状態を保持しなければならない。

（点検義務）

第19条 広告物等の所有者等は、所有し、又は占有する広告物等について、2年を超えない期間ごとに屋外広告士（法第10条第2項第3号イに掲げる者をいう。）又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

（除却）

第20条 許可広告物表示者等は、許可期間が満了したとき又は次条第1項若しくは第3項の規定により許可が取り消されたときは、その日から5日以内に、当該広告物等を除却しなければならない。

2 許可広告物表示者等は、第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の許可を受けて表示し、又は設置した広告物等の一部又は全部を除却したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 監督処分

（改修等命令、許可の取消し等）

第21条 市長は、この条例の規定に違反した広告物等があるときは、広告主、広告物等を表示し、若しくは設置するための工事を行った者又は当該広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、改修、移転、除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、市長は、当該広告物等が第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の許可を受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 市長は、許可広告物表示者等又は第13条第1項若しくは第14条第1項の許可を受けた者が第12条第3項（第13条第2項又は第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市長が付した条件に違反したとき又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、その許可を取り消すことができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第22条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物等の種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示方法)

第23条 法第8条第2項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあっては、2日間）、規則で定める場所に掲示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した広告物等を登載した一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供しなければならない。ただし、法第8条第3項第1号に掲げる広告物等については、この限りでない。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第24条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日間
- (2) 特に貴重な広告物等 3月間
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの 2週間

(保管した広告物等の価額の評価の方法等)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第26条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付して入札がない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 市長は、前項の規定本文による競争入札のうち一般競争入札により売却をしようとするときは、当該入札期日の前日から起算して5日前までに、当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所において行う掲示そ

の他の適切な方法により公告しなければならない。

- 3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札により売却をしようとするときは、やむを得ない理由があるときを除き、3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約により売却をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第27条 市長は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは、当該返還を受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法により、当該広告物等の返還を受けるべき者であることを証明させた上で、規則で定める受領書と引き換えに返還するものとする。

(広告主に対する指導等)

第28条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反し、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該広告物等の広告主に対し、当該広告物等の表示、設置又は管理の委託を受けた者へのその違反に係る状態の是正の要請その他の適切な措置を講じるように指導することができる。

- 2 市長は、良好な景観若しくは風致の維持又は危害の防止のため特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第5章 雑則

(報告及び立入検査)

第29条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、許可広告物表示者等その他必要と認める者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等若し

くは資料を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第31条 第21条第1項の規定による命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条、第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者

(2) 第20条第1項の規定による除却をしない者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第3項(第13条第2項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市長が付した条件に違反した者

(2) 第13条第3項又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に府条例の規定により行われた許可、命令その他の処分及び申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 市長は、前項の規定によりこの条例の相当規定によって行ったものとみなされた

府条例の規定に基づく許可の許可期間が満了した場合において、当該許可に係る広告物等の改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、第14条第2項の規定により準用する第12条第2項の規定にかかわらず、第14条第1項の許可をすることができる。

- 4 市長は、前項の規定により受けた許可の許可期間が満了した場合において、当該許可に係る広告物等の改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、第14条第2項の規定により準用する第12条第2項の規定にかかわらず、第14条第1項の許可をすることができるものとし、以後も同様とする。
- 5 前2項の規定による許可を受けて表示し、又は設置する広告物等は、第13条第1項の規則で定める事項を変更し、又は改造し、又は移転してはならない。ただし、当該事項を変更し、改造し、又は移転することにより当該広告物等がこの条例に適合することとなる場合は、この限りでない。
- 6 施行日までに第6条第1項第2号から第5号まで若しくは第7号若しくは同条第2項若しくは第7条第1項第10号若しくは第11号の規定による指定をし、又は第9条第1項第4号若しくは第2項第1号から第3号まで若しくは第7号の基準、同条第3項第1号の取組み、同項第2号のもの若しくは第12条第2項の基準を定めるために、施行日前に審議会の意見を聴いたときは、第6条第3項、第7条第3項、第9条第4項又は第12条第5項の規定により意見を聴いたものとみなす。
- 7 第12条第1項の規定は、車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等のうち、施行日前に表示し、又は設置したものについては、適用しない。
- 8 施行日に行われた第6条第1項第2号から第5号まで若しくは第7号又は同条第2項又は第7条第1項第11号の規定による禁止区域、非自家用広告物等禁止区域又は禁止物件の指定又は指定の変更については、第10条の規定は適用しない。
- 9 この条例の施行前にした府条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお府条例の例による。
(茨木市景観条例の一部改正)
- 10 茨木市景観条例の一部を次のように改正する。
第29条第1項中「この条例」の次に「又は他の条例」を加える。

茨木市規則第 号

茨木市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市屋外広告物条例（令和6年茨木市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び条例の定めるところによる。

(禁止区域等の指定の告示)

第3条 市長は、条例第6条第1項第2号から第5号まで及び第7号並びに同条第2項の規定により地域又は場所を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該地域又は場所を告示しなければならない。

(公共に資する広告物等の表示及び設置の届出)

第4条 条例第9条第1項ただし書の規則で定めるものは、表示面積が40平方メートルを超える広告塔又は広告板とする。

2 条例第9条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物等表示（設置）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現況カラー写真
- (4) 広告物の色彩及び意匠を表す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(禁止区域等の適用除外の基準)

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面積（同一の土地、建物又は工作物に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、当該広告物等の表示面積の合計の面積とする。以下この条において同じ。）が7平方メートル以下のものであることとする。

2 条例第9条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積が7平方メートル以下のものであること。

- (2) 地上から広告物等の最上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- 3 条例第9条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 寄贈者名等を表示する部分の面積が0.5平方メートル以下のものであること。
- (2) 広告物等の表示面積が、広告物等を表示し、又は設置する建物又は工作物の当該面（表示方向から見た場合の当該建物又は工作物の外郭線内を1平面とみなしたものをいう。）の面積の20分の1以下のものであること。
- 4 条例第9条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 表示面積が5平方メートル以下のものであること。
- (2) 地上から広告物等の最上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- (3) 同一の目的のために表示し、又は設置する広告物等の数が2以下のものであること。
- 5 条例第9条第2項第7号の規則で定めるものは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体又は非営利団体のうち市長が認めるものが営利を目的としない行事、集会等を周知するために掲出するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。
- 6 条例第9条第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 広告物等の大きさ（広告旗又は立看板等にあつては、脚部を含む。）が、次のアからウまでに掲げる広告物等の種類に応じ、当該アからウまでに定めるものであること。
- ア はり紙又ははり札等 縦が1.2メートル以下、横が0.8メートル以下のもの
- イ 広告旗 縦が2.0メートル以下、横が0.5メートル以下のもの
- ウ 立看板等 縦が2.0メートル以下、横が1.5メートル以下のもの
- (2) 広告主又は広告物等の管理を行う者の氏名又は名称及び連絡先が明示されているものであること。
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する期間の始期及び終期が明示されているものであること。
- 7 条例第9条第3項第1号の規則で定める取組みは、次に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものとする。
- (1) 道路の清掃及び美化
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備及び管理
- (3) 公共団体等が実施主体となる催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組み
- 8 条例第9条第3項第2号の規則で定めるものは、市又は大阪府が広告物等を表示し、又は設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管

理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。

(堅ろうな広告物等)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造され、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を受けたものとする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める期間は、3年間とする。

(事前協議)

第7条 条例第11条第1項の規定による協議は、事前協議書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。ただし、車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等に係る協議にあつては、第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 現況カラー写真

(4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造その他別表第1から別表第4までに定める基準を満たしていることを明らかにした図面

(5) 条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等に係る協議にあつては、地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの

(6) その他市長が必要と認める書類

(許可の申請)

第8条 条例第12条第1項又は条例第14条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

2 条例第13条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項のうち、変更の許可を受けようとするものを記載した屋外広告物等変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第14条第1項の規定により市長の許可を受けようとする場合にあつては、第2号及び第4号の書類の添付を、車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等に係る許可を受けようとする場合にあつては、第1号から第3号まで及び第5号の書類の添付を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 現況カラー写真

- (4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造その他別表第1から別表第4までに定める基準を満たしていることを明らかにした図面
 - (5) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、当該他人が広告物等を表示し、又は設置することに係る承諾書又は当該表示し、又は設置する場所の賃貸借契約書の写し
 - (6) 表示し、又は設置する広告物等が、道路の上空を占有する場合は、道路占用許可書の写し
 - (7) 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする場合で、条例第11条第1項の規定による協議を行ったときは、事前協議書の副本の写し
 - (8) 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする場合で、第14条第2項に規定する広告物等以外のものに係る申請にあっては、同条第3項の規定により作成した屋外広告物等安全点検報告書（申請の3月前までに行った点検に係るものに限る。）及び当該点検を行った者が屋外広告士又は同条第1項に規定する者であることを証する書類
 - (9) 条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの
 - (10) 条例第9条第3項第2号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、公共団体が広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 4 第2項の申請書には、前項各号（第5号から第8号までを除く。）に掲げる書類のうち、変更の許可を受けようとする事項の内容が分かるもの、同項第5号から第7号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、前項第6号中「表示し、又は」とあるのは「新たに表示し、若しくは」と、「広告物等」とあるのは「広告物等又は表示場所若しくは設置場所が変更される広告物等」と、同項第7号中「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、第1項又は第2項の申請があった場合において、適当と認めるときは、屋外広告物等許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- （許可の適用除外）
- 第9条 条例第12条第1項第2号の規則で定める車両等は、次に掲げる車両（条例第2条第1項第3号に規定する自家用広告物等を表示し、又は設置する車両及び営利以外の目的で広告物等を表示し、又は設置する車両を除く。）以外の車両等とする。
- (1) 電車
 - (2) 路線バス（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による登録に係る

使用の本拠の位置が本市の区域内であるもの（専ら高速自動車国道又は自動車専用道路を通行するものを除く。）に限る。）

(3) 広告宣伝用自動車

2 条例第12条第1項第3号の規則で定めるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等は、第5条第6項各号に掲げる基準に適合するものとする。

(許可の基準等)

第10条 条例第12条第2項（条例第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

2 市長は、条例第9条第3項各号に掲げる広告物等に係る条例第12条から第14条までの許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。

(許可の期間)

第11条 条例第12条第4項（条例第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める期間は、2年以内とする。ただし、はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーンにあつては、3月以内とする。

(変更の許可等に係る事項)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項については、広告物等の数量が増加する場合に限る。）とする。

(1) 広告物等の種類

(2) 広告物等の数量

(3) 広告物等の表示場所又は設置場所

(4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料又は構造

(5) 広告物が表示する内容

2 条例第13条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）及び電話番号（以下この項において「氏名等」という。）

(2) 広告物等の所有者及び占有者の氏名等

(3) 広告物等の管理を行う者（次号において「管理者」という。）の氏名等

(4) 管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合に、当該管理者の委任を受けて直接に管理を行う者の氏名等

(5) 広告物等を表示し、又は設置するための工事を行う者の氏名等並びに当該者が屋外広告業を営む者である場合の、当該者の屋外広告業の登録番号及び登録年月日

(6) 広告物等を表示し、又は設置するための工事の完了予定年月日

3 条例第13条第3項の規定による届出は、屋外広告物等変更届出書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

（工事の完了等に係る事項）

第13条 条例第16条の規定による届出は、屋外広告物等工事完了等届出書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

（点検）

第14条 条例第19条の規則で定める者は、広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定（1級に限る。）に合格した者及び屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とする。

2 条例第19条ただし書の規則で定める広告物等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーン
- (2) 地上から当該広告物等の最上端までの距離が4メートル以下のもの
- (3) 表示面積が3平方メートル未満のもの
- (4) 塗料等により壁面又は工作物に直接表示されるもの

3 広告物等の所有者、占有者又は条例第12条第1項の許可を受けた広告物等を管理する者は、条例第19条の規定により屋外広告士又は第1項に規定する者に広告物等の点検をさせたときは、当該点検の結果を記載した屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号）を作成し、当該点検をした広告物等を除却するまでの間、保存しなければならない。

（除却の届出）

第15条 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

（保管した広告物等の公示の場所等）

第16条 条例第23条第1項の規則で定める場所は、市役所前の掲示場（次条第2項において「掲示場」という。）とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める場所は、屋外広告物に関する事務を分掌する課内とする。

（保管した広告物等を売却する場合の公告事項）

第17条 条例第26条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の執行の日時及び場所
- (2) 契約条項の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第26条第2項の規則で定める場所は、掲示場その他市長が適当と認める場所

とする。

(保管した広告物等を返還する場合の受領書)

第18条 条例第27条の規則で定める受領書は、屋外広告物等受領書（様式第10号）とする。

(広告主に対する指導)

第19条 条例第28条第1項の規定による指導は、市長が広告主に対し、当該指導に係る措置の内容及び措置を求める理由並びに当該指導の責任者を記載した書面を交付することにより行う。

(書類の提出部数)

第20条 条例第11条から第14条、第16条及び第20条並びに第7条及び第8条の規定により提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する場合の許可の基準表

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数等
電柱又は電話柱を利用する広告物等であつて、突き出して取り付けるもの	縦が1.2メートル以下、横が0.45メートル以下のものであること。	地上から最下端までの距離が4.7メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上、電柱又は電話柱との間隔が0.15メートル以下のものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面の地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のものであること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。	電柱又は電話柱1本当たり1個までであること。
電柱又は電話柱を利用する広告物	縦が1.5メートル以下、横が電柱又は電話	地上から最下端までの距離が1.2メートル以上のもの		電柱又は電話柱1本当たり1個ま

等であつて、巻き付けて取り付けるもの	柱の円周の範囲内のものであること。	であること。	ること。	で（道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）であること。
停留所標識を利用する広告物等	縦が0.45メートル以下、横が0.45メートル以下のものであること。	地上から最下端までの距離が0.7メートル以上のものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。（看板の場合に限る。） (1) 表示面の地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。	停留所標識1本当たり2面まで（進行車両の非対面及び歩道側面に限る。）であること。

別表第2（第10条関係）

車両を利用する場合の許可の基準表

区分	大きさ	表示等の方法
----	-----	--------

電車	1 車両当 たりの表 示面積が 8 平方メ ートル未 満のもの	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するものでないこと（市長が定める広告物を除く。）。 (2) 車体のそれぞれの面の表示面積は、1 面当たり 4 平方メートル以下のものであること。
	上記以外 のもの	市長が別に定める基準に適合するものであること。
路線バス	1 車両当 たりの表 示面積が 4 平方メ ートル未 満のもの	次に掲げる基準に適合する方法であること。 (1) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するものでないこと（市長が定める広告物を除く。）。 (2) 側面の表示面積は、1 面当たり 1.5 平方メートル以下のものであること。 (3) 後面の表示面積は、1 面当たり 1.7 平方メートル以下のものであること。 (4) 1 面当たり 2 個以下のものであること。 (5) 前面に表示するものでないこと。 (6) 消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。
	上記以外 のもの	市長が別に定める基準に適合するものであること。
広告宣伝用 自動車	全てのもの	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。

備考 「表示面積」とは、広告物等の縦幅に横幅を乗じて得た面積をいい、2 以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積をいう。

別表第 3（第 10 条関係）

区域別の許可の基準表（許可区域別）

区分	第 1 種許可区域	第 2 種許可区域	第 3 種許可区域
屋上広告物 （建物の屋上 に表示され、	次に掲げる基準に適合するものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。

<p>又は設置される広告物等をいう。別表第4において同じ。)</p>	<p>(1) 縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p>	<p>(1) 縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p>	<p>(1) 縦が建物の高さの3分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p>
<p>壁面広告物（建物の壁面（当該壁面にある窓その他の開口部を含む。）に表示され、又は設置される広告物等（突き出して表示され、又は設置される広告物等（以下この表において「突出広告物」という。）を除く。）をいう。別表第4において同じ。)</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの範囲内、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の3分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p>

	こと。	こと。	こと。
突出広告物	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。
地上広告物 (地上に表示され、又は設置される広告物等をいう。)	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、10メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、20平方メートル以下（表示面が1面の場合は10平方メートル以下）のものであ	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、15メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、30平方メートル以下（表示面が1面の場合は15平方メートル以下）のものであ	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、15メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、40平方メートル以下（表示面が1面の場合は20平方メートル以下）のものであ

	ること。	ること。	ること。
工作物利用広告物（塀、柵、工事の仮囲いその他これに類する工作物（別表第1の区分の欄及びこの表の区分の欄に掲げるものを除く。）に表示され、又は設置される広告物等をいう。）	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の3分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。

備考

- 1 区分の欄に掲げる広告物等には、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等は含まれないものとする。
- 2 「第1種許可区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（備考第3項において「用途地域」という。）が第1種中高層住居専用地域若しくは第2種中高層住居専用地域又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域（一般国道171号以北の区域に限る。）である区域をいう。
- 3 「第2種許可区域」とは、第1種許可区域及び第3種許可区域を除く区域をいう。
- 4 「第3種許可区域」とは、用途地域が商業地域又は近隣商業地域である区域をいう。
- 5 壁面広告物及び工作物利用広告物の区分に該当するものに係る「表示面積」とは、建物その他の工作物の壁面における1面ごとの広告物等の面積（当該面に2以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積）をいう。
- 6 条例第9条第2項第4号に掲げる広告物等のうち、条例第6条第1項に規定する禁止区域又は同条第2項に規定する非自家用広告物等禁止区域に存するものは、この表の第1種許可区域に存するものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第4（第10条関係）

地区別の基準表（景観形成地区における上乗せ基準）

地区	表示の方法
全ての景観形成地区	屋上広告物又は壁面広告物の表示面積は、1面当たり30平方メートル以下のものであること。
景観形成地区のうち、元茨木川緑地景観形成地区	広告物等の表示面の地色の色彩は、次の各号に掲げる色相に応じ、当該各号に定める彩度のものであること。 (1) R、YR及びY 8以下 (2) 前号に掲げる色相以外の色相 6以下
景観形成地区のうち、歴史的景観形成地区	広告物等の表示面の地色の色彩は、全ての色相で彩度6以下のものであること。

備考

- 1 「景観形成地区」とは、茨木市景観条例（平成24年茨木市条例第19号）第6条第3項の規定により指定された景観形成地区をいう。
- 2 「広告物等」とは、別表第3区分の欄に掲げる広告物等をいう。

広告物等の内訳（別添可）

NO.	広告物等の種類・表示内容	高さ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数※2	面積 (㎡)	総面積※3 (㎡)	数量	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※8				
									壁面等番号※4	届出対象外広告物等面積※5 (㎡)	広告物等総面積※6 (㎡)	壁面等面積※7 (㎡)	
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法等、意匠、色彩、材料、構造を明らかにした図面
 - 立面図 意匠図 構造図
- 茨木市屋外広告物条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等の場合は、地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類
- 届出者が当該届出手段を代理人に委任する場合は、委任状（委任者及び受任者双方の押印のあるもの）

【記載上の注意】

- 1 届出する広告物が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 2 届出書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 3 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この届出のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「届出対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、当該広告物等の面積（同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合はそれらの合計面積）に届出対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「届出対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

様式第2号その1 (第7条関係)

<p>事前協議書 (新規)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 茨木市長</p> <p style="text-align: center;">〒 協議者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>茨木市屋外広告物条例第11条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示(設置)の協議を申し出ます。</p>			
① 種類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用	<input type="checkbox"/> 広告塔(屋上・地上) <input type="checkbox"/> 広告板(屋上・壁面・突出・地上) <input type="checkbox"/> その他()	
② 数量(総数)		③ 総面積	m ²
④ 表示内容等			照明の有無： 有 ・ 無
			音響の有無： 有 ・ 無
⑤ 表示(設置)場所	茨木市	⑥ 用途地域	
⑦ 許可区域	第 種許可区域	⑧ 景観形成地区	該当 ・ 非該当
			景観形成地区
⑨ 表示(設置)場所から100m以内の非自家用広告物等禁止路線の有無及びその路線名(非自家用広告物等を表示(設置)する場合のみ)	有 ・ 無 (路線名：)		
⑩ 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑪ 工事の完了 予定年月日	年 月 日
⑫ 広告物等の所有者	住所〒 氏名 電話番号		
⑬ 広告物等の占有者	住所〒 氏名 電話番号		

市処理欄 (記載不要)		受付印欄 (記載不要)	受付第 号
----------------	--	----------------	-------

⑭ 広告物等の管理者	住所〒 氏名	電話番号
⑮ ⑭に記載の管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所〒 氏名	電話番号
⑯ 工事施行者 (屋外広告業者)	住所〒 氏名 電話番号	屋外広告業の登録番号：第 () 号 登録(更新)年月日： 年 月 日
⑰ 備考		

広告物等の内訳 (別添可)

No.	広告物等の種類・表示内容	高さ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数※2	面積 (㎡)	総面積※3 (㎡)	A 手数料単価 (円)	B 数量	A×B 手数料小計 (円)	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※8					
											壁面等番号※4	協議対象外広告物等面積※5 (㎡)	広告物等総面積※6 (㎡)	壁面等面積※7 (㎡)		
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
										手数料合計 (円)						

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法等、意匠、色彩、材料、構造を明らかにした図面
 - 立面図 意匠図 構造図
- 茨木市屋外広告物条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等の場合は、地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類
- 協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状 (委任者及び受任者双方の押印のあるもの)

(協議書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 協議する広告物等が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 ⑨欄の「非自家用広告物等禁止路線」とは、茨木市屋外広告物条例第6条第2項の規定により市長が指定する道路、鉄道、軌道又は索道の区間をいいます。
- 6 ⑫、⑬、⑭、⑮欄について、法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 7 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 8 事前協議書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 9 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等（照明等の附属物を含む）の上端までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示（掲出）面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この協議のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「協議対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に協議対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「協議対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

事前協議書（変更）

年 月 日

（あて先）茨木市長

〒
協議者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

茨木市屋外広告物条例第11条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の変更の協議を申し出ます。

① 表示（設置） 場所		② 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号
③ 変更の内容	事項	変更前	変更後
④ 変更理由			
⑤ 備考			

市処理欄 （記載不要）		受付印欄 （記載不要）	受付第 号
----------------	--	----------------	-------

広告物等の内訳（別添可）

【変更前】（変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。）

変更 の 種別	NO.	広告物等の 種類・表示内容	高さ ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数 ※2	面積 (㎡)	総面積 ※3 (㎡)	手数料 単価 (円)	数量	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※7			
											壁面等 番号 ※3	協議対象外 広告物等 面積※4 (㎡)	広告物等 総面積 ※5 (㎡)	壁面等 面積 ※6 (㎡)
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用												

【変更後】（変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。）

変更 の 種別	NO.	広告物等の 種類・表示内容	高さ ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数 ※2	面積 (㎡)	総面積 ※3 (㎡)	A 手数料 単価 (円)	B 数量	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※7				A×B 手数料 小計 ※8 (円)
											壁面等 番号 ※3	協議対象外 広告物等 面積※4 (㎡)	広告物等 総面積 ※5 (㎡)	壁面等 面積 ※6 (㎡)	
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
															手数料 合計 (円)

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法等、意匠、色彩、材料、構造を明らかにした図面
- 立面図 意匠図 構造図
- その他市長が必要と認める書類
- 協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状（委任者及び受任者双方の押印のあるもの）

(協議書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 3 事前協議書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 4 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この協議のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「協議対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に協議対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「協議対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。
 - ※9 「手数料小計」の欄は、手数料単価に、変更の種別「あり」の項目のうち追加した広告物等若しくは表示内容等変更した広告物等又は変更の種別「追加」の項目の広告物等の数量を乗じて得た額を記載してください。

屋外広告物等許可申請書（新規・継続）

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒
申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例（第12条第1項 第14条第1項）の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を申請します。

① 種類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用	<input type="checkbox"/> 広告塔（屋上・地上） <input type="checkbox"/> 広告板（屋上・壁面・突出・地上） <input type="checkbox"/> その他（ ）
② 数量（総数）		③ 総面積 m²
④ 表示内容等		照明の有無： 有 ・ 無 音響の有無： 有 ・ 無
⑤ 表示（設置）場所	茨木市	⑥ 用途地域
⑦ 許可区域	第 種許可区域	⑧ 景観形成地区 該当 ・ 非該当 景観形成地区
⑨ 表示（設置）場所から100m以内の非自家用広告物等禁止路線の有無及びその路線名（非自家用広告物等を表示（設置）する場合のみ）		有 ・ 無 (路線名：)
⑩ 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑪ 工事の完了 予定年月日 年 月 日
⑫ 広告物等の所有者	住所〒 氏名 電話番号	
⑬ 広告物等の占有者	住所〒 氏名 電話番号	
⑭ 広告物等の管理者	住所〒 氏名 電話番号	
⑮ ⑭に記載の管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所〒 氏名 電話番号	

手数料欄 (記載不要)	円	受付第 号
市処理欄 (記載不要)		受付印欄 (記載不要)

(申請書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 ⑨欄の「非自家用広告物等禁止路線」とは、茨木市屋外広告物条例第6条第2項の規定により市長が指定する道路、鉄道、軌道又は索道の区間をいいます。
- 4 継続申請の場合は、⑪、⑫欄への記載は不要です。
- 5 ⑫、⑬、⑭、⑮欄について、法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 6 ⑯欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記載を要しません。
- 7 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 8 申請書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 9 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示（掲出）面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この申請のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「申請対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に申請対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「申請対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

屋外広告物等変更許可申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒
申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第13条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の変更の許可を申請します。

① 表示（設置） 場所		② 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号
③ 表示（設置）場所 又は物件の所有 （管理）者の承諾 ※自署の場合は押印不要	本件屋外広告物等の表示（設置）を承諾します。 住所〒 氏名 ④ 電話番号		
④ 変更の内容	事項	変更前	変更後
⑤ 変更理由			
⑥ 備考			

納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者
	住所〒 氏名 （法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号

手数料欄 （記載不要）	円	受付第 号
市処理欄 （記載不要）		受付印欄 （記載不要）

広告物等の内訳（別添可）

【変更前】（変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。）

変更 の 種別	NO.	広告物等の 種類・表示内容	高さ ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数 ※2	面積 (㎡)	総面積 ※3 (㎡)	手数料 単価 (円)	数量	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※8				
											壁面等 番号 ※4	申請対象外 広告物等 面積※5 (㎡)	広告物等 総面積 ※6 (㎡)	壁面等 面積 ※7 (㎡)	
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用													

【変更後】（変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。）

変更 の 種別	NO.	広告物等の 種類・表示内容	高さ ※1 (m)	縦 (m)	横 (m)	面数 ※2	面積 (㎡)	総面積 ※3 (㎡)	A 手数料 単価 (円)	B 数量	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※8				A×B 手数料 小計 ※9 (円)	
											壁面等 番号 ※4	申請対象外 広告物等 面積※5 (㎡)	広告物等 総面積 ※6 (㎡)	壁面等 面積 ※7 (㎡)		
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用														
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用														
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用														
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用														
		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用														

手数料 合計 (円)	
------------------	--

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法等、意匠、色彩、材料、構造を明らかにした図面
立面図 意匠図 構造図
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書、当該場所の賃貸借契約書の写し等（③欄に当該者の自署又は押印がある場合は省略できます。）
- 新たに表示し、若しくは設置する広告物等又は表示場所若しくは設置場所が変更される広告物等が道路の上空を占有する場合は、道路占用許可書の写し
- 広告物等が景観形成地区に表示され、若しくは掲出される場合又は車体利用広告物の場合は、事前協議書の副本の写し
- 茨木市屋外広告物条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等の場合は、地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
- 茨木市屋外広告物条例第9条第3項第2号に掲げる広告物等の場合は、公共団体が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
- その他市長が必要と認める書類
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状（委任者及び受任者双方の押印のあるもの）

(申請書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 ③欄については、次の事項に注意してください。
 - (1) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - (2) 承諾を証する書面を添付する場合は記載を要しません。
- 3 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 4 申請書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 5 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この申請のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「申請対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に申請対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「申請対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。
 - ※9 「手数料小計」の欄は、手数料単価に、変更の種別「あり」の項目のうち追加する広告物等若しくは表示内容等変更する広告物等又は変更の種別「追加」の項目の広告物等の数量を乗じて得た額を記載してください。

様式第5号（第8条関係）

屋外広告物等許可書

茨木市指令 第 号

住所（所在地）

氏名（法人名）

年 月 日付けで申請のあった〔屋外広告物等の表示（設置）
屋外広告物等の表示（設置）の変更〕は、
次のとおり許可します。

年 月 日

茨木市長



1 許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 許可条件

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として、提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

屋外広告物等変更届出書			
(届出先) 茨木市長		年 月 日	
〒 届出者 住所 氏名 [法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名] 電話番号			
茨木市屋外広告物条例第13条第3項の規定により、次のとおり屋外広告物等の変更の届出をします。			
① 表示（設置） 場所		② 許可年月日及 び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号
③ 変更の内容	事項	変更前	変更後
④ 備考			

市処理欄 (記載不要)		受付印欄 (記載不要)	受付第 号
----------------	--	----------------	----------

【添付書類】

- 届出者が当該届出手続を代理人に委任する場合は、委任状
- その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

<p>屋外広告物等工事完了等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（届出先）茨木市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 〔 法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号</p> <p>茨木市屋外広告物条例第16条の規定により、次のとおり屋外広告物等の工事の完了等の届出を します。</p>			
① 表示（設置） 場所		② 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号
③ 届出の種別	<input type="checkbox"/> 工事の完了 <input type="checkbox"/> 工事の中止		
④ 工事完了年月日	年 月 日		
⑤ 備考			

市処理欄 （記載不要）		受付印欄 （記載不要）	受付第 号
----------------	--	----------------	-------

【添付書類】

- 付近見取図 現況カラー写真
- 届出者が当該届出手続を代理人に委任する場合は、委任状
- その他市長が必要と認める書類

屋外広告物等安全点検報告書(屋上広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号〕

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
- (2) 設置年月日 年 月 日
- (3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

点検日 年 月 日

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

区分(点検箇所)	点検項目	異常の有無			特記事項
基礎部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形、防水層の裂傷等	有	経過観察	無	
アンカーボルト	ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	経過観察	無	
支柱・鉄骨構造部	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	経過観察	無	
本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
額縁(外周部分)	板金の錆び・腐食・劣化・変形	有	経過観察	無	
	ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、 分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材	取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	
附属部材	タラップの腐食・劣化、鳥よけ具の破損・変形 その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

管理者 住所

氏名

点検者 住所

氏名

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 屋外広告士
- 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
- 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書(壁面広告板)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

区分(点検箇所)	点検項目	異常の有無			特記事項
		有	経過観察	無	
壁面	ひび、盛り上がり変形	有	経過観察	無	
アンカーボルト	ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	経過観察	無	
内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落	有	経過観察	無	
フレーム	板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	排水機能、通気の状態	有	経過観察	無	
フレーム枠(押さえ)	錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材	取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	
附属部材	鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所
氏名
点検者 住所
氏名
- 屋外広告士
 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書 (地上広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

報告者 住所
(広告物等の所有者等) 氏名

〔法人その他の団体にあっては、〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

(1) 表示 (設置) 場所

(2) 設置年月日

(3) 前回許可年月日及び許可番号

年 月 日

年 月 日

茨木市指令 第 号

2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注) ・点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

- ・形状により「野立て看板」と判断される広告物の点検は、「串刺式」「盤上式」「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。
- ・形状により「ポール看板」等と判断される広告物の点検は、「アンカー」「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。

区分 (点検箇所)		点検項目	異常の有無			特記事項
基礎部分・根巻き		ひび、盛り上がり変形	有	経過観察	無	
支柱		錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	経過観察	無	
アンカー		錆び、腐食、劣化、ぐらつき	有	経過観察	無	
本体接合部		錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
串刺式	ポール首回り	錆び、腐食、劣化、変形	有	経過観察	無	
	貫通ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	経過観察	無	
	水処理装置	水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
盤上式	剛性の状況	外圧による変形・ねじれ・傾き	有	経過観察	無	
	接合部ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	経過観察	無	
	水処理装置	水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
ポール袖式	ブラケット	錆び、腐食、劣化、変形	有	経過観察	無	
	ブラケットカバー	ビスの緩み・欠落、水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
内部鉄骨		錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落	有	経過観察	無	
フレーム		板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
		排水機能、通気の状況	有	経過観察	無	
フレーム枠 (押さえ)		錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み、錆び、腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
表示面板		錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
		仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
電材		機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材		取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	
附属部材		鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。 点検者が該当する資格等にチェックしてください。

管理者 住所
氏名

- 屋外広告士
- 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条第2項に規定する技能検定 (1級に限る。) に合格した者
- 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

点検者 住所
氏名

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書 (突出広告板)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名
〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

Table with 2 columns: 点検日, 年 月 日

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

Main inspection results table with columns: 区分(点検箇所), 点検項目, 異常の有無, 特記事項

上記の点検結果は、事実と相違ありません。 点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所 氏名
点検者 住所 氏名
[] 屋外広告士
[] 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
[] 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書(工作物利用広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

区分(点検箇所)	点検項目	異常の有無			特記事項
壁面	ひび、盛り上がり変形	有	経過観察	無	
アンカーボルト	ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	経過観察	無	
内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落	有	経過観察	無	
フレーム	板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	排水機能、通気の状態	有	経過観察	無	
フレーム枠(押さえ)	錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材	取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	
附属部材	鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所
氏名
点検者 住所
氏名
- 屋外広告士
 - 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
 - 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

様式第9号（第15条関係）

屋外広告物等除却届出書			
			年 月 日
(届出先) 茨木市長			
届出者 住所 氏名			
〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕			
電話番号			
茨木市屋外広告物条例第20条第2項の規定により、次のとおり屋外広告物の除却の届出をします。			
① 表示（設置） 場所		② 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号
③ 届出の種別	<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却		
④ 除却年月日	年 月 日		
⑤ 備考			

除却した広告物等の内訳（別添可）

NO.	広告物等の 種類・表示内容	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	面数	面積 (㎡)	総面積 (㎡)	数量	除却の区分
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用								<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用								<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用								<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用								<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用								<input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却

市処理欄 (記載不要)		受付印欄 (記載不要)	受付第 号
----------------	--	----------------	-------

【添付書類】

- 付近見取図 カラー写真（除却前、除却後の状況がわかるもの）
 届出者が当該届出手續を代理人に委任する場合は、委任状 その他市長が必要と認める書類

【記載上の注意】

「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

様式第10号（第18条関係）

屋外広告物等受領書		
年 月 日		
(提出先) 茨木市長		
〒		
返還を受けた者 住所		
氏名		
〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電話番号		
次のとおり広告物等の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	整理番号	
	種類	
	数量	
備考		

【記載上の注意】

「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

1章 はじめに

ガイドラインの概要

- ・景観計画の基本的な考え方を踏まえ、良好な景観形成を図るための屋外広告物の具体的な配慮事項を示したものの
- ・条例・規則に基づく規制内容についても、図面や事例写真などを示しながら、わかりやすく解説
- ・本ガイドラインの活用により、広告景観の質的な向上を図ることを通じて、茨木らしい魅力的な景観の実現を目指す。

ガイドラインの記載内容

- ①(広告景観における)本市の目指す姿や基本的な考え方[1章]、
- ②質の向上につながる配慮事項(共通、種類別、地域別)[2~4章]、
- ③条例・規則に基づく規制内容等[5・6章]

<策定の背景>

- ・本市の景観像に馴染まない屋外広告物が掲出されており、配慮を求めていく必要がある。
- ・望ましい屋外広告物のあり方を具体的に示したものがなく、適切な誘導に限界がある。

目指す広告景観の方向性（基本理念）

自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

自然との調和

北摂山系への眺望、山間部景観、
田園景観との調和や配慮 など

まちとの調和

土地利用に応じた周辺環境との調和、
人が中心の景観誘導 など

2章 共通の配慮事項<5つの基本事項> (5項目)

【規模・配置】 まちなみや自然景観に調和した規模・配置とする。

- ・まちなみや自然景観に調和した規模とする
- ・配置・配列を整理する
- ・同じ情報の反復を避ける
- ・まちなみに適した文字の大きさにする



自然景観を阻害しない大きさ・高さ

【形態・意匠】 まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする。

- ・まちなみに調和した形態・意匠とする
- ・建物と一体的に計画する
- ・情報を整理する



建物の意匠に調和したデザイン

【色彩】 まちなみや自然景観に調和した色彩とする。色彩の特性を活かし、見やすさやわかりやすさに配慮する。

- ・まちなみに調和した色彩とする
- ・自然景観に調和した色彩とする
- ・高彩度色や色数を抑える
- ・見やすくわかりやすい色彩とする



高彩度色の使用を抑え、色数を抑える

【照明】 過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものをを用いる。

- ・過剰な照明を抑える
- ・地域特性に応じて演出する



地域特性に応じた魅力的な夜間景観

【適切な維持管理】 屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する。

- ・定期的に点検する
- ・適切に維持管理する
- ・通行の安全を確保する

3章 種類別の配慮事項 (9項目)

【屋上】 原則として屋上広告物の掲出を控える。

- ・掲出を控える
- ・建物と一体的に計画する
- ・まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする



設置を控え、他で代替

【壁面】 建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする。

- ・建物と一体的に計画する
- ・建物の低層部に掲出する
- ・まちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩とする
- ・集約する



集約配置により効果的に情報を伝達

【突出】 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する。

- ・突出幅を必要最小限にする
- ・突出する位置、配置を整える
- ・整理、集約化する
- ・建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

【地上】 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする。

- ・見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする
- ・整理・集約化する
- ・まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする
- ・板面以外に配慮する



必要な情報を集約

【簡易】 必要最小限の掲出とし、無秩序な掲出を控える。

- ・(はり紙・はり札)期間を限定し、必要最小限の掲出とする、表示方法を工夫する
- ・(広告旗)必要最小限の掲出とする、通行や見通しを妨げない
- ・(立看板)通行や見通しを妨げない

【映像装置付き】 周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法を工夫する。

- ・閑静な場所や交通の支障となる場所等への掲出を控える
- ・建物の高層部への掲出を控える
- ・明るさや動きを控える
- ・音響の使用は最小限とする



動画を使用せず、輝度を抑える

※その他、窓面利用・車体利用広告物、公共サインに関する記載あり

4章 地域別の配慮事項 (7項目)

【閑静な住宅地】 落ち着いた生活環境を保全するため、掲出を控える。

- ・掲出を控える
- ・まちなみに調和させる
- ・照明の使用は必要最小限とする



屋外広告物の掲出を控える

【駅前広場】 周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいが感じられる表示とする。

- ・品格を高める
- ・賑わいの連続性を創出する



低層部への集約や規模を小さくしてまちなみの品格を高める

【駅から延びるメインストリート】 通りの見通しに配慮しつつ、賑わいの連続性を創出する。

- ・賑わいの連続性を創出する
- ・通りの見通しを妨げない
- ・建物の低層部に集約する



低層部への掲出により、賑わいの連続性を演出

【幹線道路沿道】 見通し景観に配慮し、秩序のある沿道空間を創出する。

- ・見通しに配慮した規模・配置とする
- ・沿道景観に調和し、秩序のある形態・意匠・色彩とする
- ・交通安全を妨げない



見通し景観を阻害しない規模とし、周囲に調和した色彩を使用

【山間部】 原則として屋外広告物の掲出を控え、掲出する場合は豊かな自然景観の眺望を妨げないようにする。

- ・掲出を控える
- ・自然景観に調和した規模・色彩・素材とする
- ・適切に維持管理する



※その他、商業施設が混在する住宅地、工業地に関する記載あり 必要最小限の規模にして、周囲の自然景観に調和した色彩や素材を使用

5章 茨木市屋外広告物条例・規則に基づく規制内容 及び 6章 許可申請手続き

<規制内容>

屋外広告物を掲出するための確認フローや条例・規則に基づく規制内容などを解説

条例・規則に基づく規制内容

- ①禁止広告物、②禁止物件、③禁止区域、④適用除外、⑤許可区域等、⑥許可基準と配慮事項 など

<許可申請手続き>

屋外広告物の掲出に必要な許可申請手続きのフローや必要となる書類、管理義務などを解説

許可申請手続きのフロー

許可申請→許可手数料の納付→許可→掲出（景観形成地区の場合は、許可申請前に事前協議が必要） など

茨木市 屋外広告物 ガイドライン (案)



茨木市屋外広告物ガイドラインの構成

茨木市の目指す姿や
基本的な考え方について

屋外広告物を掲出する際の
配慮事項について

1. はじめに

本ガイドライン策定の背景や、対象となる屋外
広告物、基本理念等を紹介しています。

- (1) ガイドライン策定に当たって P.3
- (2) ガイドラインの対象となる屋外広告物 P.4
- (3) 本市の目指す広告景観の方向性(基本理念) P.5

2. 共通の配慮事項

屋外広告物を掲出するに当たり、共通で確認す
べき事項について紹介しています。

- (1) 規模・配置 P.7
- (2) 形態・意匠 P.9
- (3) 色彩 P.11
- (4) 照明 P.13
- (5) 適切な維持管理 P.14

3. 種類別の配慮事項

屋外広告物の種類別に配慮のポイントや良好な
事例を紹介しています。

- (1) 屋上広告物 P.15
- (2) 壁面広告物 P.16
- (3) 突出広告物 P.17
- (4) 地上広告物 P.18
- (5) 窓面利用広告物 P.19
- (6) 簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板) P.20
- (7) 車体利用広告物 P.21
- (8) 映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)等 P.22
- (9) 公共サイン(公的機関が掲出する広告物) P.23

4. 地域別の配慮事項

地域の特色に合わせた配慮のポイントや良好な
事例を紹介しています。

- (1) 住宅地
 - 1) 閑静な住宅地 P.25
 - 2) 商業施設が混在する住宅地 P.26
- (2) 商業地
 - 1) 駅前広場 P.27
 - 2) 駅から延びるメインストリート P.28
- (3) 工業地 P.30
- (4) 幹線道路沿道 P.31
- (5) 山間部 P.32

掲出の可否や本市の区域ごとの許可基準について

許可申請手続きについて

5. 茨木市屋外広告物条例・規則に基づく規制内容

屋外広告物を掲出するための確認フローと、条例・規則の基準や配慮のポイント、良好な事例等を紹介しています。

屋外広告物を掲出するための確認フロー	P.33
(1) 禁止広告物	P.34
(2) 禁止物件	P.34
(3) 禁止区域	
1) 広告物の禁止区域	P.35
2) 非自家用広告物の禁止区域	P.35
(4) 適用除外	P.37
(5) 許可区域等	
1) 許可区域	P.39
2) 景観形成地区	P.39
(6) 許可区域の許可基準と配慮事項	
1) 第1種許可区域	P.41
2) 第2種許可区域	P.43
3) 第3種許可区域	P.45
(7) 景観形成地区の許可基準と配慮事項	
1) にぎわい景観形成地区	P.47
2) 元茨木川緑地景観形成地区	P.49
3) 彩都景観形成地区	P.50
4) 歴史的景観形成地区	P.51
5) 沿道景観形成地区	P.52
(8) 電柱、電話柱、停留所標識、車体を利用する 広告物の許可基準	P.53

6. 許可申請手続き

許可申請手続きのフローと、必要な書類等を紹介しています。

許可申請手続きのフロー	P.54
(1) 必要書類	P.55
(2) 許可手数料と許可期間	P.56
(3) 関係法令に基づく手続き	P.56
(4) 屋外広告物の管理	P.57
(5) 違反措置・罰則	P.58
(6) 屋外広告業の登録	P.58
(7) 窓口一覧	P.58

1. はじめに

(1) ガイドライン策定に当たって

屋外広告物の特徴

屋外広告物は、多くの人々に必要な情報を提供するために有効な情報伝達的手段であり、まちの賑わいを創出する重要な景観要素でもあります。一方で、不特定多数の人々を対象として掲出されるため、皆が心地よく感じるような意匠とすることが求められます。

ガイドライン策定の背景

茨木市は、景観法が施行される以前の平成元年から、要綱に基づき建物や屋外広告物などの届出制度による景観誘導を開始し、平成24年には「茨木市景観計画」を策定しました。「茨木市景観計画」では茨木市の目指すべき景観像を「北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかひの感じられるまち いばらき」と定め、茨木市の特徴である自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観といった多様な景観を維持するため、景観の誘導を積極的に取り組んできました。

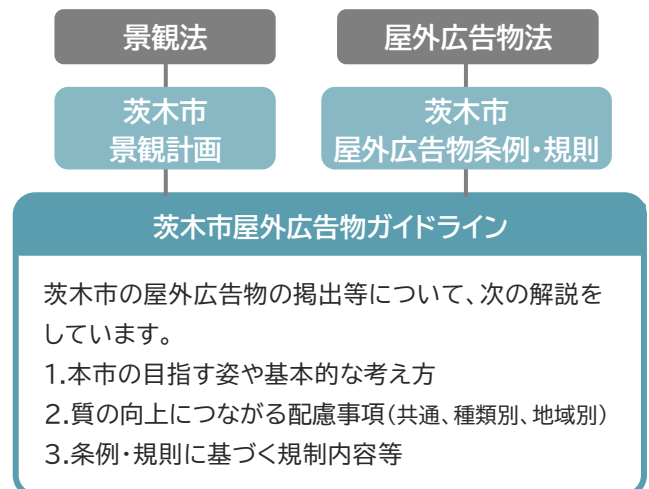
屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、平成25年から大阪府の屋外広告物条例に基づく運用を行い、広告主や屋外広告業者、市民の皆さまに対し、配慮を求めてきました。

こうした取組みにより、周辺環境や地域らしさに配慮された屋外広告物の掲出がある一方で、本市の景観像に馴染まない広告物も掲出されており、更なる配慮を求めていく必要があります。

ガイドライン策定の目的

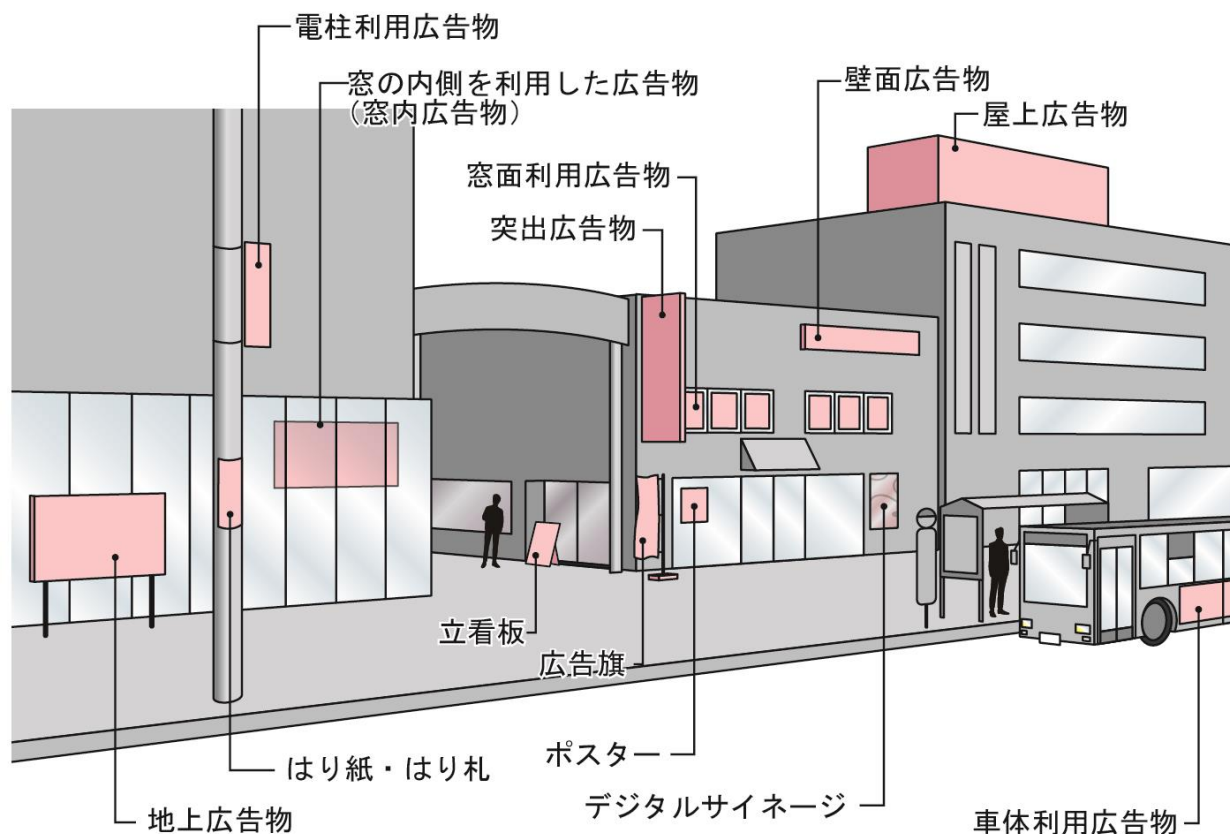
このような現状を踏まえ、本市では独自の屋外広告物条例・規則を制定するとともに、「茨木市屋外広告物ガイドライン」を作成しました。「茨木市屋外広告物ガイドライン」は、景観計画における屋外広告物の基本的な考え方を踏まえ、良好な景観形成を図るための屋外広告物の具体的な配慮事項や屋外広告物条例・規則に基づく規制内容等を、図面や事例写真などを示しながら、わかりやすく解説しています。

広告主や屋外広告業者、市民の皆さまが本ガイドラインを活用し、広告景観の質的な向上を図ることを通じて、茨木らしい魅力的な景観の実現を目指していきます。



(2) ガイドラインの対象となる屋外広告物

本ガイドラインでは、「屋外広告物法で定められた屋外広告物※」のほか、窓の内側を利用した広告物（窓内広告物）等の屋外広告物に類する広告物も含めた全ての広告物を対象とします。



※ 屋外広告物法で定められた屋外広告物とは、次のものをいいます。

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

(3) 本市の目指す広告景観の方向性(基本理念)

自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

自然

北摂の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまち、茨木。これら多様な自然と、それぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

特に、北部の北摂山系は、市内の多くの場所から緑豊かな風景を臨むことができ、四季折々の風景は見る人にうらおいと安らぎを与えています。

豊かな自然の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらに魅力あるものへと高め、未来に引き継いでいくためには、自然が身近に感じられるような調和や配慮を行うことが大切です。



まち



北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業を発展してきたまち、茨木。これら多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木の特徴であり、茨木らしさです。

様々な特色のある茨木を、より魅力的なまちとしていくためには、地域に目を向け、周辺環境と調和を図り、秩序が保たれ、心地よさを感じられるようにすることが大切です。

また、多くの人が行きかう市の中心部では、安全で快適な空間を充実させ、まちの継続的な発展を図るために、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観誘導を進めることが重要です。

2. 共通の配慮事項

(1) 規模・配置

【誘導方針】 まちなみや自然景観(北摂山系等)に調和した規模・配置とする。

- 屋外広告物は、周辺のまちなみや自然景観に影響を与える重要な要素です。良好な景観を形成するために、まちなみや自然景観に調和した規模や配置としましょう。
- 北摂山系等の山並みなど自然景観が背景として見える場所では、良好な眺望が損なわれないように配慮しましょう。

① まちなみや自然景観に調和した規模とする

- 屋外広告物は、景観を形成する重要な要素となります。屋外広告物を掲出する場合は、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した適切な規模で計画しましょう。
- 北摂山系等の山並みなど自然景観が背景になる場合は、眺望を阻害しないように規模を小さくするなど配慮が求められます。
- 周囲に圧迫感を与えないような必要最小限の大きさにしましょう。



自然景観を阻害しない大きさ・高さとする。

② 配置・配列を整理する

- 広告物が無秩序に掲出されている場合、どの広告物を見れば良いのかがわかりにくく、景観上も乱雑な印象となります。配置・配列を整理することで、効果的な情報伝達をするようにしましょう。
- 歩行者は一般的に4階以上には視線が届きにくいと言われるため、効果的な広告物となるように、建物の低層部に集約しましょう。



望ましい広告物のイメージ

③ 同じ情報の反復を避ける

- 同じ内容の屋外広告物を反復して掲出すると、視覚情報を冗雑させるだけでなく、景観を阻害する要因にもなります。必要最小限の掲出数とし、すっきりとした印象になるようにしましょう。



広告物を集約し、配置・配列を整理する。

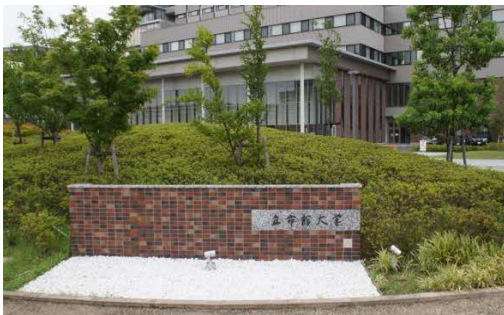
④ まちなみに適した文字の大きさにする

- 一般的に視距離(広告物までの距離)に応じた必要な和文文字の大きさの目安は、「文字の高さ×250=視距離」であり、アルファベットなどの英文文字高は和文文字高の75%でも十分認識できると言われています。
- 必要以上に文字を大きくすると周辺から突出した印象を与え、景観を阻害する要因になります。視認性を考慮した上で、大きくなり過ぎない適切な文字サイズにしましょう。

視認性に配慮した文字サイズ

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)



読むことができる必要最小限の大きさの文字として、周囲から突出した印象を与えないようにしている事例



歩行者が読みやすい大きさの文字を見やすい位置に配置している事例

Point 歩行者の視覚に入りやすい場所

歩行者が歩いているときは、9mほど先の地面に目を向けており、視線からおおよそ20度が視覚に入りやすい範囲となっています。その範囲に含まれるのは、建物の低層部(1~3階)です。

その範囲から外れているところは視覚に入りづらく、屋外広告物を掲出しても効果が薄くなります。

建物の低層部に屋外広告物を掲出することにより、効果的な情報伝達をするとともに、歩行者にとって賑わいを感じられるまちなみを創出することができるように工夫しましょう。



出典:「屋外広告の知識/デザイン編」
(編集:「屋外広告の知識(デザイン)」編集委員会)

(2) 形態・意匠

【誘導方針】 まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする。

- 屋外広告物だけが目立つことは避け、周辺のまちなみに調和した形態・意匠とすることでまちの雰囲気づくりに貢献しましょう。
- 必要な情報を正確に伝えられるように整理しましょう。

① まちなみに調和した形態・意匠とする

- 屋外広告物を掲出するまちなみに馴染むように、形態・意匠を工夫しましょう。
- 特に歴史的なまちなみが残る地域では、木材などを積極的に使用し、素材の持つ質感や色彩を活かした意匠となるようにしましょう。



箱文字を使用して、建物外観やまちなみに馴染ませている事例



歴史的なまちなみに合わせて、木材を用いて、質感や色彩を活かしている事例

② 建物と一体的に計画する

- 建物の外観と不協和な意匠の屋外広告物が掲出されると、建物の価値を下げ、景観を阻害する要因となることがあります。屋外広告物を含む建物の外観がまとまって見えるように建物と一体的に計画しましょう。
- 優れた意匠の屋外広告物は建物の良い印象を引き立てます。建物のオーナーや入居するテナントにも、屋外広告物を与える影響について理解を得ながら、建築計画の段階から屋外広告物を含めた意匠を検討しましょう。



建物と一体的に計画し、大きさを揃えることで整った印象にしている事例



建物と一体的に計画することで、建物の外観がまとまって見えるようにしている事例

③ 情報を整理する

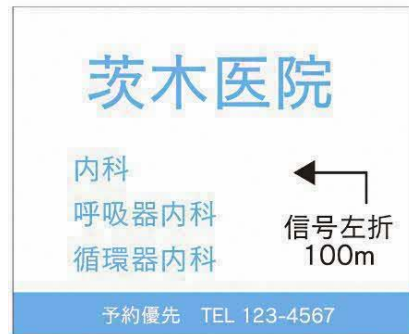
- 人が短時間で判読できる情報量には限界があります。そのため、屋外広告物に情報を盛り込みすぎると、必要な情報が伝わらなくなります。効果的な情報伝達をするために、要点を絞って簡潔な表現としましょう。
- 人物や飲食店等の写真を用いた表現は、目立ちやすい一方で、情報量が多く景観を阻害する要因となります。表現が過大にならないように工夫しましょう。



避けたい広告物のイメージ



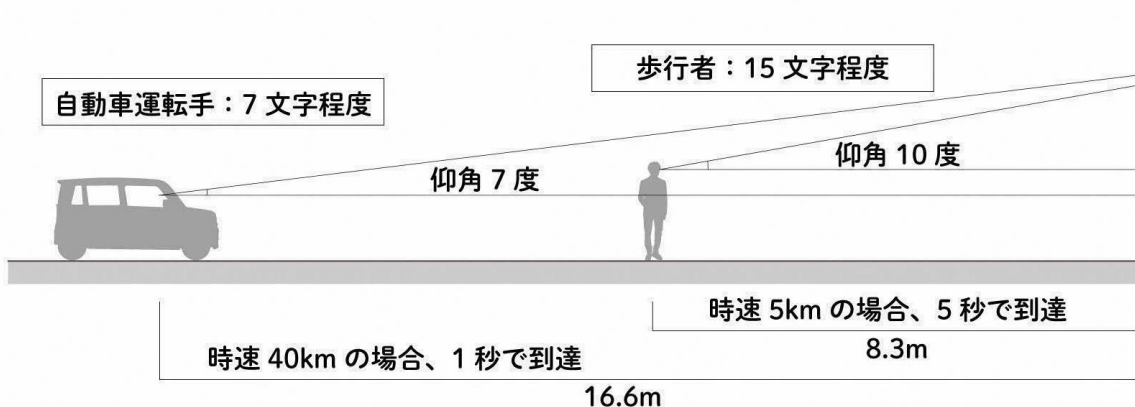
望ましい広告物のイメージ



情報量を整理し、効果的な情報伝達をする。

Point 適切な文字数

歩行者が瞬間的に読むことができる文字数は15文字程度、自動車運転手の場合は走行速度40kmの場合で7文字程度とされています。屋外広告物を見る相手のことを考えて、適切な文字数となるようにしましょう。



出典：「屋外広告の知識／デザイン編」
 (編集「屋外広告の知識(デザイン)」編集委員会)

(3) 色彩

【誘導方針】 まちなみや自然景観(北摂山系等)に調和した色彩とする。また、色彩の特性を活かし、見やすさやわかりやすさに配慮する。

- 屋外広告物だけが目立つことは避け、周辺のまちなみや自然景観に調和した色彩を用いることでまちの雰囲気づくりに貢献しましょう。
- 見やすく、わかりやすい配色になるように工夫しましょう。

① まちなみに調和した色彩とする

- 屋外広告物に建物の外壁の色と異なる色を用いた場合、周囲から突出した印象を与え、まちなみの連続性が失われてしまうことがあります。板面の地色を落ち着いた色彩や建物の外壁と同系色とするなど、建物やまちなみとの調和を図りましょう。



落ち着いた色彩を用いて、周辺のまちなみに馴染ませている事例

② 自然景観に調和した色彩とする

- 背景の山並みや周辺の田園など、自然景観の緑との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いましょう。
- 板面の地色は彩度を抑え、アースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用い、自然景観との調和を図るようにしましょう。



地色にアースカラーを用いて、周辺の自然景観に馴染ませている事例

③ 高彩度色※や色数を抑える

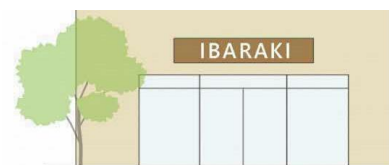
- 高彩度色を大きな面積で使用したものや色数を多く使用したものは、周囲から突出した印象を与え、景観を阻害する要因となります。屋外広告物の色彩は、高彩度色の使用や色数を抑えて、周辺のまちなみとの調和や建物全体のまとまりに配慮しましょう。
- 高彩度色を屋外広告物に使用する場合は、面積を小さくする、建物の低層部で限定的に用いるなど、建物やまちなみの中で効果的なアクセントとなるように工夫しましょう。

※ 高彩度色の解説は次ページを参照してください。

✗ 避けたい広告物のイメージ



○ 望ましい広告物のイメージ



高彩度色の使用を抑え、色数を抑える。

④ 見やすくてわかりやすい色彩とする

- 板面の地色と文字色の明度差が小さいものは、文字や図が読みにくくなり、必要な情報が伝わりにくくなります。板面の地色と文字色ではっきりとした明度差をつけるなど、見やすくてわかりやすくなるようにしましょう。

✗ 避けたい広告物のイメージ



○ 望ましい広告物のイメージ



板面の地色と文字色に明度差をつける。

Point 色彩の基礎知識「マンセル表色系」

本ガイドラインでは、JIS(日本工業規格)などにも採用されている、国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。マンセル表色系とは、色彩を「色相、明度、彩度」の3属性に分け、それぞれを数値等で表すことで客観的に表記したものです。

色相：色合いを表します

R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)とその中間の YR(橙)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)を加えた10の基本色を記号で表します。



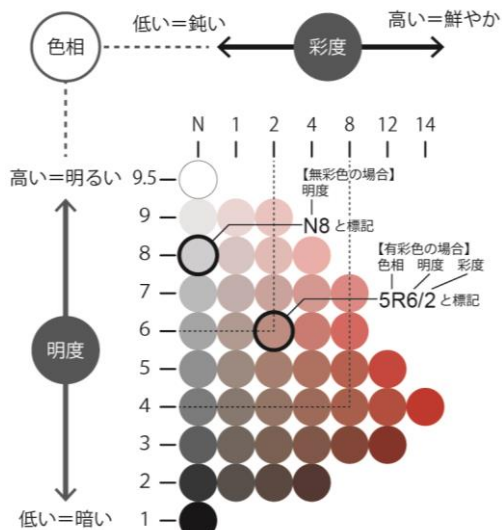
明度：色の明るさを表します

数値が大きいほど明るく、小さいほど暗い色彩になります。

彩度：色の鮮やかさを表します

色相や明度に応じて数値で表します。数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色になります。

- ※ 各色相の最高彩度の2/3を超える鮮やかな色彩を「高彩度色」として扱います。(Rでは最高彩度が14なので、彩度が10を超える色彩が「高彩度色」となります。)



(4) 照明

【誘導方針】 過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものをを用いる。

- 過剰な照明は周辺への影響が大きいことから使用を控えましょう。
- 照明を用いる場合は、周辺環境に調和した色温度・光量としましょう。
- 地域特性に応じて照明を効果的に使用し、魅力的な夜間景観を演出しましょう。

① 過剰な照明を抑える

- 行き過ぎた眩しさ、点滅、高速モーションなどは、人々に不快感を与えるだけでなく、歩行者の目をくらませることや信号機の視認性を低下させる危険もあります。照明を用いる場合は、周辺の環境を損なわず、光の向きや明るさ、照明方法が適切となるように工夫しましょう。



箱文字(内照式)の表面のみを発光させて光の量を抑えている事例

② 地域特性に応じて演出する

- 照明は、光の色味や明るさの強弱で印象が変わります。また、照明方法によって様々な雰囲気演出することができます。住宅地の落ち着いた雰囲気、上品な商業地の雰囲気など、地域特性に応じて照明方法を工夫し、夜間景観を魅力的に演出しましょう。



間接照明を用いて、上品な商業地の雰囲気を魅力的に演出している事例

Point 屋外広告物の照明方法と考え方

照明方法	ネオン式	外照式	内照式①	内照式②	間接照明式
	ガラス管の中にガスを充てんし、電気を通すことで発光する。	外付けのスポットライト等により表示面をライトアップする。	盤面内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する。	箱文字内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する。	箱文字の裏面の照明装置により壁面をライトアップする。
事例					
考え方	ガラス管の表面が目立つ色付きの光で発光することから、周囲に与える影響が大きい。住宅が多い地域では使用を避けること。	表示面全体を照らすことから、景観に与える影響が大きい。光源が露出しないようにすること。	表示面全体が発光することから、周囲に与える影響が大きい。大きい面積の使用はできる限り避けること。	箱文字の表面が発光するため、内照式①に比べて周囲に与える影響を抑えることができる。明るくなり過ぎないようにすること。	光源が小さく、周囲に与える影響が少ない。上品で魅力的な印象を与えることができる。

(5) 適切な維持管理

【誘導方針】 屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する。

- 適切な点検や維持管理により、安全な屋外広告物を維持しましょう。

① 定期的に点検する

- 屋外広告物が倒壊や落下した場合、歩行者に重大な損害を与える恐れがあります。そのため、屋外広告物の所有者や占有者、管理者は、事故を未然に防ぐため、定期的に安全点検を実施しましょう。
- 台風や地震などの災害が発生した場合は、速やかに自主点検を実施しましょう。

② 適切に維持管理する

- 屋外広告物の建物との接合部や支持部分に劣化や損傷があると、強風などによって、落下するおそれがあり、歩行者や自動車との事故につながる危険性があります。このような事故を未然に防ぐため、屋外広告物の所有者や占有者、管理者は点検や補修を定期的に行う、危険な状態にある場合は速やかに修繕を行うなど、適切な維持管理を行い、安全な状態を保ちましょう。
- 汚れや退色、塗装の剥がれなどがある広告物は、情報が正確に伝えられず、景観を阻害する要因にもなるため、維持管理を適切に行いましょう。

Point 安全を維持する点検

屋外広告物を安全に維持するために、管理者等による日常の点検のほか、高層部に掲出される一定規模以上の屋外広告物には有資格者による2年ごとの点検及び報告書の提出が義務付けられています。

国土交通省屋外広告物適正化推進委員会では、屋外広告物の安全管理や魅力ある屋外広告物を推進すべく、普及啓発のためのガイドブックを作成しています。



看板の安全管理
ガイドブック

【屋外広告物の事故】

2015年2月、札幌市内の飲食店ビルの外壁に取付けられた看板の一部が落下し、歩道を通行していた女性の頭部に当たり重傷を負わせる事故が発生しました。

外壁への取付部品が腐食したことで強度が低下し、強風の影響で落下したものとみられており、所有者等の安全意識の希薄さ及び管理者の点検が適正に行われていなかったことが主な原因と考えられています。

③ 通行の安全を確保する

- 地上広告物や広告旗、立看板などは、原則として歩道を含む道路上での掲出は禁止されており、道路、道路上空に掲出する場合は、道路管理者の許可が必要になります。敷地内に掲出するとともに、通行の妨げにならないようにしましょう。また、敷地内であっても、適切な固定を行うことや強固な構造とすることで、強風などにも耐えることができる安全に留意した掲出としましょう。
- 高さのある地上広告物や外壁の高い位置に設ける屋外広告物を道路沿いに掲出する場合は、道路に設けられた交通標識や信号機と紛らわしい見た目とならないようにし、それらの機能の妨げとなることのないように規模・配置・意匠に配慮しましょう。

3. 種類別の配慮事項

(1) 屋上広告物

【誘導方針】原則として屋上広告物の掲出を控える。

- 屋上広告物は、遠い場所からでも目につきやすく、まちなみや自然景観の眺望に大きな影響を及ぼすため、掲出を控えましょう。
- やむを得ず掲出する場合は、まちなみや自然景観(北摂山系等)の眺望に配慮したものにしましょう。

① 掲出を控える

- 建物の上部に掲出される屋上広告は、周囲の建物が形成しているスカイラインを乱し、景観を阻害する要因となるため、掲出を控え、壁面広告物や地上広告物など、他の広告物で代替しましょう。

✗ 避けたい広告物のイメージ

○ 望ましい広告物のイメージ



屋上広告は掲出を控え、壁面広告物などで代替する。

(以下、やむを得ず掲出する場合)

② 建物と一体的に計画する

- やむを得ず屋上広告物を掲出する場合は、掲出する建物と一体的に計画し、周辺の建物とのスカイラインを揃えましょう。



建物と一体的に計画し、すっきりした印象としている事例

③ まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする

- 屋上広告は遠い場所からでも目につきやすいため、まちなみや背景となる自然景観に調和した意匠にしましょう。
- 屋上広告物の板面の地色には、落ち着いた低彩度の色彩を用いましょう。
- 特に背景が自然景観となる場合は、アースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用いましょう。



地色に落ち着いた低彩度の色彩を用いている事例

(2) 壁面広告物

【誘導方針】建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする。

- 壁面広告物は、建物と一体となって景観を形成するため、建物と一体的に計画し、まとめて配置することなどにより、建物やまちなみに調和したものとしましょう。

① 建物と一体的に計画する

- 建物に付帯する壁面広告物は、建物と一体となって視認されます。建物の意匠と調和していないものは、建物のイメージを損ない、景観を阻害する要因になります。切文字や箱文字などを用いてシンプルな意匠にすることで、建物と一体的な意匠となるように計画しましょう。



箱文字を用いて、建物と一体的な意匠としている事例

② 集約する

- 壁面広告物が無秩序に掲出されている場合、一つの広告物の情報に集中することができず、景観上も乱雑な印象を与えます。複数の壁面広告物を掲出する場合は、効果的な情報伝達や良好な景観形成につながるように、1つの面の1箇所に集約して配置しましょう。
- 1つの面の1箇所に集約できない場合は、規則性を意識し、掲出する位置や大きさを整理しましょう。



集約して配置することにより効果的な情報伝達をしている事例

③ 建物の低層部に掲出する

- 効果的な情報伝達をするため、建物の高層部には壁面広告物を掲出せず、人の目に入りやすい低層部(1~3階)に掲出しましょう。



低層部に掲出して効果的な情報伝達をしている事例

④ まちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩とする

- 周辺のまちなみと異なる形態・意匠にしたり、逸脱した色彩を板面の大部分に使用すると、まちなみから突出した印象を与えます。良好な景観を形成するため、周辺のまちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩となるように工夫しましょう。



板面に木材を使用して、良好な景観を形成している事例

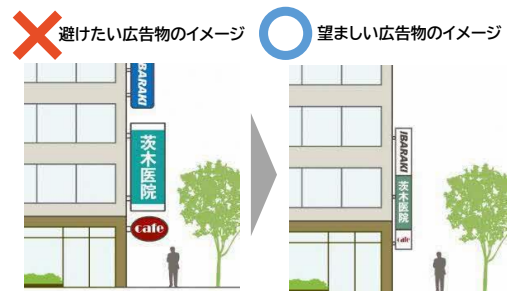
(3) 突出広告物

【誘導方針】通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する。

- 突出広告物は、建物から突き出して掲出されるため、掲出する場合は、最小限の突出幅とし、通りの見通しやまちなみの連続性に配慮しましょう。

① 突出幅を必要最小限にする

- 通りの見通しやまちなみの連続性を妨げることがないように、突出幅は必要最小限にして、整った壁面線を維持しましょう。



通りの見通しを良好にするため、突出幅を必要最小限にする。

② 掲出する位置、配置を整える

- 効果的な情報伝達につながるように、建物の高層部には突出広告物を掲出せず、人の目に入りやすい低層部（1～3階）に掲出しましょう。
- テナントビルなどにおいて、複数の事業者が掲出する場合は、突出幅や形を揃えるなど、規則性を持たせましょう。



建物の低層部に集約配置し、突出幅も最小限にしている事例

③ 整理、集約化する

- 複数の突出広告物を掲出する場合には、必要な情報を整理して、できる限り集約し、すっきりとした印象を与えましょう。



必要な情報を整理し、意匠を揃えすっきりとした印象を与えている事例

④ 建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

- 建物の意匠と調和していないものや周辺のまちなみから突出した形態・意匠にしたもの、逸脱した色彩を板面の大部分に使用したものは、建物やまちなみのイメージを損ないかねません。良好な景観を形成するため、建物や周辺のまちなみに調和した形態・意匠・色彩となるように工夫しましょう。



外壁の色彩と合わせた色彩を用い、良好な景観を形成している事例

(4) 地上広告物

【誘導方針】通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする。

- 地上広告物は、通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模や掲出位置とするとともに、まちなみや背景に調和したものとしましょう。

① 見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする

- 地上広告は通り沿いに掲出される傾向にあり、通りの見通しやまちなみの連続性に影響を与えます。歩行者や自動車運転手等の見通しを妨げないような大きさや高さとし、可能な限り、道路と敷地の境界面から敷地側に後退させて掲出しましょう。



通りの見通しを妨げないように、大きさや高さを抑えて配置している事例

② 整理・集約化する

- 地上広告物には、様々な形態や規模のものがあり、複数掲出すると乱雑な印象を与えます。必要な情報を整理し、できる限り集約化し、すっきりとした印象を与えましょう。



必要な情報を集約し、すっきりとした印象としている事例

③ まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする

- 通りからの見通しの良い場所に掲出された地上広告は、まちなみや背景と一体となって視認されることから、それらに調和した形態・意匠・色彩としましょう。
- 特に背景が自然景観となる場合は、色彩にアースカラー（大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い）などを用いましょう。



外壁色と合わせた色彩を板面に使用して、まちなみから突出しない印象としている事例

④ 板面以外に配慮する

- 支柱部や支柱の足元など板面の意匠以外の部分も、目に入りやすいものです。支柱や板面の裏側を板面や背景に調和した色彩に着色するなど見え方に配慮しましょう。また、支柱の足元に植栽などを配置することにより、まちなみにうるおいを与えましょう。



足元に植栽を配置して、まちなみにうるおいを与えている事例

(5) 窓面利用広告物

【誘導方針】原則として窓面利用広告物の掲出を控える。

- 窓の役割を考慮して、原則として窓面を利用する広告物の掲出を控えましょう。
- やむを得ず掲出する場合は、窓の役割を妨げず、すっきりとした印象を与えましょう。

※ 窓の内側から外に向けて掲出される広告物(窓内広告物)も同様の配慮が必要です。

① 掲出を控える

- 窓には、外から店内の様子を見せることで賑わいを創出するほか、採光や眺望などの役割もあることから、窓面利用広告物の掲出を控え、壁面広告物や立看板など、他の広告物で代替できないか検討しましょう。

✖ 避けたい広告物のイメージ ○ 望ましい広告物のイメージ



窓面利用広告物の掲出を控え、他の広告物で代替する。

(以下、やむを得ず掲出する場合)

② 掲出する方法の工夫をする

- やむを得ず窓面利用広告物を掲出する場合は、窓の全面を覆うような設置は控えましょう。可能な限り面積を抑える、シンプルな切文字にする、窓面から離して掲出するなどの工夫をすることで、採光を行い、眺望を確保しましょう。
- 複数の窓面利用広告物が無秩序に掲出されると、乱雑な印象を与えます。複数枚掲出する時は、必要な情報を整理し、掲出する位置、大きさや色彩などを統一して、すっきりとした印象を与えましょう。



掲出する高さを揃えて、すっきりした印象を与えている事例

(6) 簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)

【誘導方針】必要最小限の掲出とし、無秩序な掲出を控える。

- はり紙、はり札、広告旗や立看板などの簡易な広告物は、乱雑な印象を与えないように必要最小限の掲出とし、無秩序な掲出を控えましょう。

(はり紙、はり札)

① 期間を限定し、必要最小限の掲出とする

- はり紙、はり札は、耐久性がなく美観を損ないやすいことから、必要な期間のみ掲出し、長期間の掲出は控えましょう。

② 表示方法を工夫する

- はり紙、はり札を様々な場所に複数枚掲出した場合、景観上、乱雑な印象を与えます。情報を伝えるために必要な最小限の枚数を掲出するようにし、建物等に直接貼り付けず、フレームや掲示板等を使用するなど、集約して掲出するようにしましょう。



掲示板を使用して掲出し、整った印象としている事例

(広告旗)

① 必要最小限の掲出とする

- 広告旗は、展示会やセールなど表示内容が限られた期間に関わるものが多いものです。必要な期間のみ掲出し、長期間の掲出は控えましょう。

② 通行や見通しを妨げない

- 歩行者や自転車の通行や通りの見通しを妨げないような規模や配置となるようにしましょう。



通行や通りの見通しを妨げないように壁面に広告旗を掲出している事例

(立看板)

① 通行や見通しを妨げない

- 歩行者や自転車の通行や通りの見通しを妨げないような規模とし、敷地内に掲出しましょう。歩道を含む道路への掲出は禁止されています。



歩行者等の通行を妨げないように店舗側に立看板を配置した事例

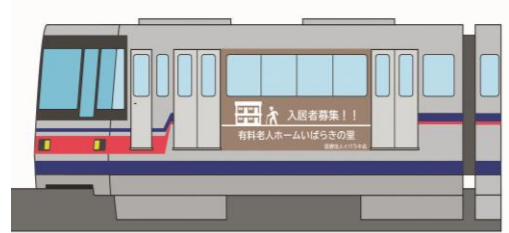
(7) 車体利用広告物

【誘導方針】走行する様々な地域の特性に配慮する。

- 電車や路線バスなどの車体の外面を利用した車体利用広告物は、まちなかから山間部など異なる特性を持った様々な地域を走行するため、地域特性を把握し、周辺との調和に配慮しましょう。

① 派手な色彩を使用しない

- 車体利用広告物は、まちなかから山間部まで様々な地域を移動するため、走行する路線の景観との調和に配慮する必要があります。大部分で使用する色彩には、派手な原色や蛍光色、反射率の高い金色・銀色は控えましょう。



低彩度の色彩を用いて、走行する路線の景観に馴染ませる。

② 文字の視認性に配慮する

- 車体利用広告物は走行中に視認される広告物となるため、文字を使用する場合は伝えたい情報を整理し、最小限となるように工夫し、読みやすさに配慮しましょう。



表示を企業名のみとし、読みやすくしている事例

③ 交通安全に配慮する

- 周囲の車両の安全のため、車体のランプと見間違えるおそれのある広告物や発光するものの使用は控えましょう。
- 歩行者や自動車運転手等の交通に対する注意を散漫にさせることがないように、映像等の使用は控え、シンプルな意匠としましょう。

✗ 避けたい広告物のイメージ



○ 望ましい広告物のイメージ



周囲の交通に対する注意を散漫にさせることがないようにシンプルな意匠とする

(8) 映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)等

【誘導方針】周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法を工夫する。

- 映像装置付き広告物等は、動きや光を伴う広告物となるため、周辺環境に与える影響が他の広告物よりも大きくなります。周辺環境への影響が最小限となるように、掲出する場所や表現方法を工夫しましょう。
- ※ 室内から外に向けて掲出される映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)や投影広告物も同様の配慮が必要です。

① 閑静な場所や交通の支障となる場所等への掲出を控える



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ

- 輝度が高く派手なものや音量が大きなものは周辺の環境に大きな影響を与えます。周辺環境への影響を踏まえ、住宅地や山間部などの閑静な場所、信号機の視認への影響など交通の支障となる交差点付近、見通しの良い場所への掲出は控えましょう。



信号機の視認や見通しを遮らないようにする。

② 建物の高層部への掲出を控える

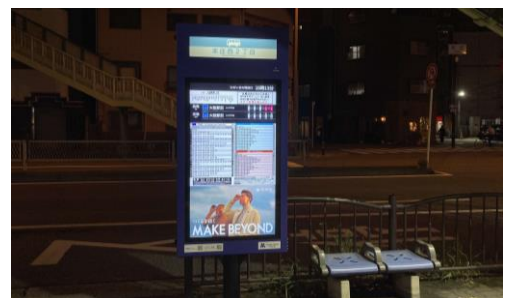
- 高所への掲出は広範囲に影響を及ぼすため、建物の高層部への掲出を避け、建物の低層部(1~3階)に掲出しましょう。



建物の低層部に掲出して、周囲への影響を抑えている事例

③ 明るさや動きを控える

- 強い光を出すものや点滅するもの、映像が早く切り替わるものは、見る人の集中力を奪い、人を不快にさせることがあります。点滅や動画の使用は極力控えましょう。また、昼間と夜間で見え方が異なることも考慮して輝度を調整しましょう。(夜間は 800cd/m²以下を目安とする)
- 周辺環境に応じて、適切な消灯時間を設定しましょう。



動画の使用を控え、静止画の切り替えとし、画面の輝度を抑えているバス停の事例

④ 音響の使用は最小限とする

- 音響を使用するものは、周辺の雰囲気や損なうだけでなく、歩行者や自転車運転手等の注意を散漫にさせます。音響の使用は控えるようにし、使用する場合は最小限の音量となるようにしましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



音響の使用は最小限にする。

(9) 公共サイン(公的機関が掲出する広告物)

【誘導方針】誰もが見やすく、わかりやすい表示とする。

- 公共サインは、対象者を限定せずに公共的な目的で掲出されるため、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが見やすく、わかりやすい表示となるようにしましょう。
- 魅力ある都市景観の形成に寄与できるように努めましょう。

① 文字の表現 (文字サイズ、書体、文字量、外国語併記) に配慮する

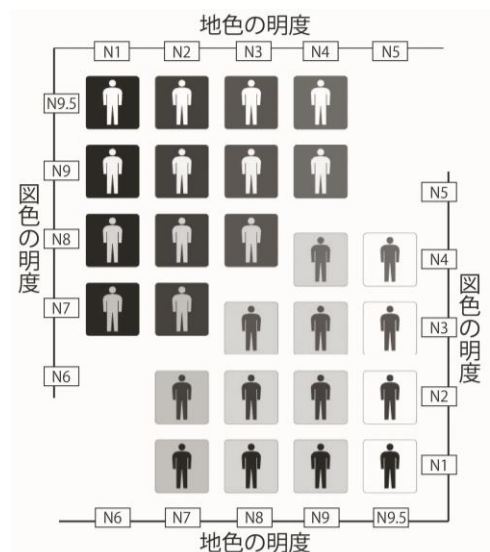
- 公共サインに使用する文字は、高齢者や視覚障害者など誰にでも判読しやすいように、視距離に応じた文字サイズとし、書体はユニバーサルデザインに配慮された書体を使用しましょう。
- 情報の簡潔な表示はわかりやすさにつながるため、文字の量やバランス、レイアウトに配慮しましょう。
- 外国人の利用が想定される施設には、英語等の併記を行きましょう。施設等の事情により、その他の言語の併記を行う場合は、表記の分量やバランスに留意しましょう。



英語等を併記して、誰もが利用できる表示とし、ピクトグラムを使用して、わかりやすく情報を伝えている事例

② 図記号(ピクトグラム)を使用する

- 図記号は、言語の識別を問わず一見して内容を理解できるため、積極的に使用し、端的にわかりやすく情報を伝えましょう。



出典:「ひと目でわかるシンボルサイン」(平成13年12月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)

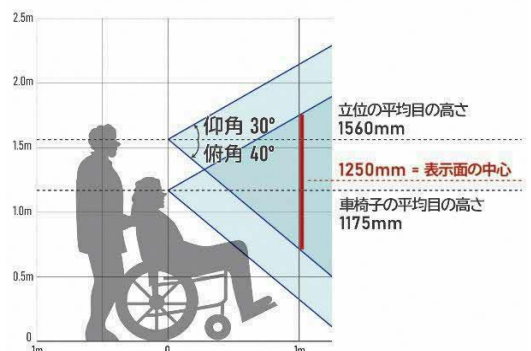
認識しやすい色彩とする。(図色と地色の対比例)

③ 景観に調和し、認識しやすい色彩を用いる

- 公共サイン自体が目立つのではなく、掲出する情報をわかりやすく伝えるため、図色と地色の明度差の対比を明確にして、認識しやすい色彩としましょう。
- 多様な色覚の人が見ることを想定して、色を組み合わせるときは、誰にとっても視認しやすいものとしましょう。

④ 誰もが見やすい高さに掲出する

- 案内地図を掲出する高さは、車椅子利用者と立位の者の双方が見やすい「表示面の中心の高さ1250mm」を基本としましょう。



誰もが見やすい高さとする。

Point 誰も見やすく、わかりやすい色使いのヒント ～カラーユニバーサルデザイン～

カラーユニバーサルデザインとは

色の見え方は、全ての人において同じではありません。遺伝子のタイプや様々な目の疾患によって色の見え方に違いがある人がいます。色覚障害者は、日本では男性の20人に1人、女性の500人に1人いると言われており、珍しいものではありません。

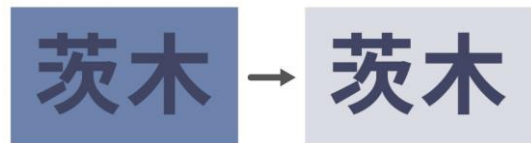
多様な色の見え方を意識して、全ての人に情報が正確に伝わるように配慮された意匠を「カラーユニバーサルデザイン」といいます。

カラーユニバーサルデザインに向けた工夫

■地色と文字色の組合せに配慮する

板面の地色と文字色の明度差が小さいものは、文字や図画読みにくくなり、必要な情報が伝わりにくくなります。

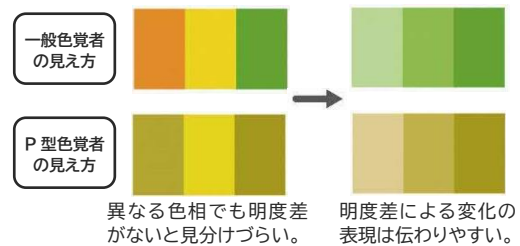
板面の地色と文字色ではっきりとした明度差をつけるなど、見やすくて分かりやすくなるようにしましょう。



明度差がないと読みづらいため、コントラストをつける。

■色の明度差、彩度差を利用する

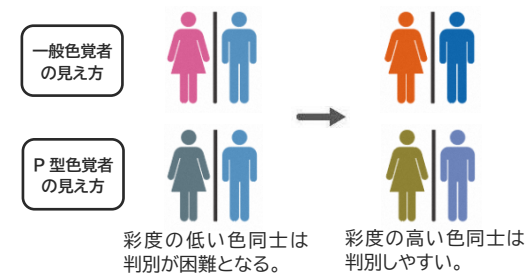
色覚障害者は、色相を見分けることが不得意ですが、色の明度や彩度の差には敏感であることが多いです。色によって表示内容が変わることを表現する際には、色相の変化だけでなく、色の明度差、彩度差による変化を組み合わせましょう。



異なる色相でも明度差がないと見分けづらい。明度差による変化の表現は伝わりやすい。

■彩度の低い色同士の組合せは避ける

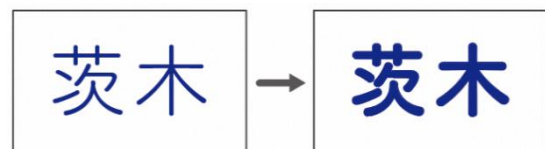
彩度の低い色同士を並べて区別を行うと、混同しやすく、色による判別が困難となる場合があります。彩度の高いはっきりした色同士や、彩度の高い色と彩度の低い色で区別を行いましょう。



彩度の低い色同士は判別が困難となる。彩度の高い色同士は判別しやすい。

■色を付ける部分を工夫する

伝えたい情報が書かれている文字に色を付けたら、色を付ける部分の面積を広くするという工夫を行うと、見分けがしやすくなります。



文字を太くし、色の面積を広くする。

■色以外の情報を加える

色分けのみにより情報の表示をしないことです。形状の違い、ハッチング、文字、記号などを併用して、色以外の部分によっても情報が得られるようにしましょう。



色以外の情報を加えた地下鉄の路線アイコンの事例

4. 地域別の配慮事項

(1) 住宅地

1) 閑静な住宅地

【誘導方針】落ち着いた生活環境を保全するため、屋外広告物の掲出を控える。

- 戸建て住宅などが集まる閑静な住宅地では、落ち着いた生活環境を損なわないように屋外広告物の掲出を控えましょう。
- やむを得ず屋外広告物を掲出する場合は必要最小限の数とし、周辺の環境に配慮した規模や色彩にしましょう。



避けたい広告物のイメージ

規模の大きなものや、高彩度色を板面の地色で使用すると、まちなみ景観を損なうこととなる。



望ましい広告物のイメージ

屋外広告物の掲出を控え、やむを得ず掲出する場合は必要最小限のものとする。

① 掲出を控える

- 地域住民の生活の場となる住宅地では、生活環境を損なわないようにするため、屋外広告物の掲出を原則として控えましょう。

(以下、やむを得ず掲出する場合)

② まちなみに調和させる

- やむを得ず屋外広告物を掲出する場合は必要最小限の設置数とし、規模は小さなものとしましょう。また、色彩は、まちなみに馴染むような低彩度のものを用いましょう。

③ 照明の使用は必要最小限とする

- 照明の使用は、生活環境を損なわないように必要最小限とし、特に、眩しさを感じる不快な光や、点滅する光、高速モーションの光の使用は控えましょう。
- 深夜帯には消灯するなど、生活環境に配慮しましょう。



低彩度の色彩を用いて、まちなみに馴染ませている事例



照明の使用を必要最小限とし、生活環境と損なわないようにしている事例

2) 商業施設が混在する住宅地

【誘導方針】住宅地の生活環境に調和した規模・配置・色彩とする。

- 住宅地としての落ち着いた生活環境が阻害されないように、周辺的环境に配慮した規模や配置、色彩としましょう。



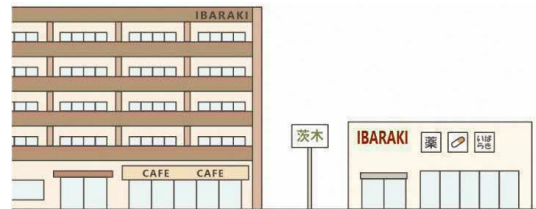
避けたい広告物のイメージ



高彩度色を板面の地色で使用することや、必要以上に規模が大ききものはまちなみの調和を乱すこととなる。



望ましい広告物のイメージ



建物の外観色と調和した色彩を板面の地色に使用してまちなみに一体感を持たせる。

① 規模を抑える

- 建物の高層部に掲出される屋外広告物は規模が大きくなる傾向にあり、まちなみに与える影響が大きいため掲出を控えましょう。
- やむを得ず掲出する場合は、切文字や箱文字などを用いて規模を抑えましょう。



切文字を用い、まちなみに与える影響を小さくしている事例

② 建物の低層部に集約する

- 歩行者は一般的に4階以上には目が届きにくいとされているため、効果的な情報伝達ができるように建物の低層部(1~3階)に集約しましょう。



低層部にテナント表示を集約して、効果的な情報伝達をしている事例

③ 建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

- 広告物を建物の意匠や周辺のまちなみから突出した形態・意匠にしたり、逸脱した色彩を板面の地色に使用すると、まちなみのイメージを損ないます。
- 良好な景観を形成するため、建物や周辺のまちなみのイメージを損なわないように、形態・意匠・色彩を工夫しましょう。



小さな切文字を用いて、良好な景観を形成している事例

(2) 商業地

1) 駅前広場

【誘導方針】周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいが感じられる表示とする。

- 駅前広場は市の玄関口として市民や来訪者が多く訪れ、商業施設などが立地します。市の顔にふさわしい品格と賑わいが感じられる魅力的な景観を演出しましょう。



避けたい広告物のイメージ



高層部への掲出や圧迫感を与える規模、派手な色彩の使用は、雑多なまちなみに映る。



望ましい広告物のイメージ



低層部への集約や規模が小さく、低彩度の色彩を用いたものを使用し、まちなみの品格を高める。

① 品格を高める

- 屋上広告物や規模の大きな壁面広告物は、まちなみに圧迫感を与えます。屋上広告物の掲出を控え、規模の大きな壁面広告は、切文字や箱文字などのシンプルな表示を用いましょう。
- 駅前の建物に窓面利用広告物が多く掲出されるとまちなみが雑多な印象となるため、窓面利用広告物の掲出は控えましょう。
- まちなみに調和するように低彩度の色彩を使用して、すっきりとした表示としましょう。
- 屋外広告物の照明は、行き過ぎた眩しさや点滅を控えることにより、魅力的な夜間景観を演出しましょう。



箱文字やシンプルな表示として、すっきりとした印象を与えている事例



間接照明を用いて、魅力的な夜間景観を演出している事例

② 賑わいの連続性を創出する

- 駅前広場には市民や来訪者が多く訪れます。人の目に入りやすい建物の低層部(1~3階)に屋外広告物を集約し、効果的な情報伝達をするようにしましょう。
- 隣接する建物と屋外広告物の掲出位置や大きさ、形態等を揃えることで連続的な賑わいを演出しましょう。



掲出位置や形態を揃えて、連続的な賑わいを創出している事例

2) 駅から延びるメインストリート

【誘導方針】通りの見通しに配慮しつつ、賑わいの連続性を創出する。

- 駅から延びるメインストリートに掲出する屋外広告物は、沿道の建物や街路樹などの通りの景観を活かした意匠とし、賑わいの連続性を創出しましょう。



避けたい広告物のイメージ



高層部への掲出は、雑多な印象を与える要因となる。



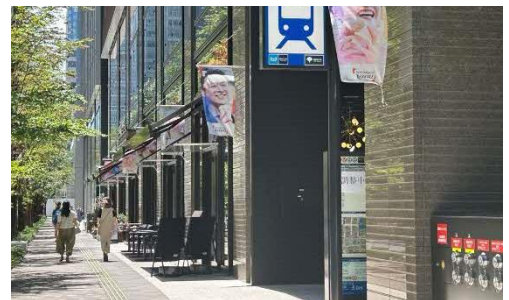
望ましい広告物のイメージ



地上や低層部に掲出することで、通りの賑わいの連続性を演出する。

① 賑わいの連続性を創出する

- 歩行者の視線を意識し、低層部に掲出することで賑わいを創出し、効果的な情報伝達をしましょう。
- 隣接する店舗同士で屋外広告物の掲出位置や大きさを揃えることにより、賑わいの連続性を創出しましょう。



歩道に面して広告旗や立看板を配置して賑わいを創出している事例

② 通りの見通しを妨げない

- 通りの見通しを妨げることがないように、突出広告物は突出幅や大きさを揃え、その他の広告物は切文字や箱文字などの規模の小さなものを使用しましょう。
- 複数の屋外広告物は集合化するなど、まちの骨格として秩序ある空間としましょう。



突出幅を揃えて、通りの見通しを妨げないようにしている事例

③ 建物の低層部に集約する

- 歩行者は一般的に4階以上には目が届きにくいと言われるため、効果的な情報伝達ができるように建物の低層部(1~3階)に集約しましょう。



建物の低層部に集約して掲出している事例

コラム 広告物を利用したまちづくり

■エリアマネジメント広告

近年、地域住民や事業者が一体となって、地域の課題解決や魅力向上を図る取組み(エリアマネジメント)が盛んになってきています。

エリアマネジメントの取組みの一つに、道路上の屋外広告物を特別に許可する「エリアマネジメント広告」があります。バナーフラッグなどにより広告を掲出し、得られた広告収入をまちづくりに充てる手法が用いられています。

それぞれの地域にふさわしいデザインの広告を掲出することで、魅力的な景観を創出することができます。



バナーフラッグにより魅力的な景観を創出している事例

■緑を活用した演出

屋外広告物と緑を組み合わせることで、屋外広告物を引き立たせるとともに、まちなみをさらに魅力的に演出することができます。

店先を緑で彩るなど、来訪者をもてなす環境を創りましょう。



屋外広告物と緑を組み合わせ、まちなみを魅力的に演出している事例

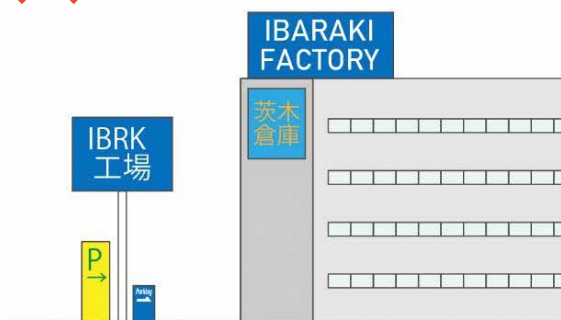
(3) 工業地

【誘導方針】建物や周辺環境に調和したものとする。

- 工業地では、建物規模に合わせて規模の大きな屋外広告物が掲出される傾向にあります。周囲に圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺環境との調和を図りましょう。



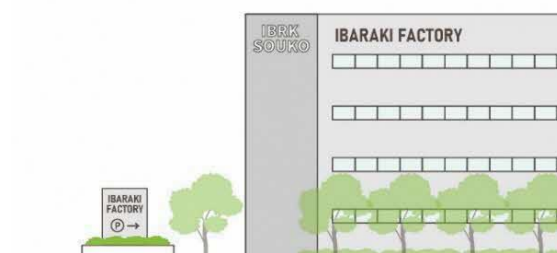
避けたい広告物のイメージ



規模が大きいものや、高彩度の色彩を使用すると広告物が際立ち、周囲に圧迫感を与えることとなる。



望ましい広告物のイメージ



規模を小さくし、低彩度の色彩を使用し、植栽を配置することにより、周辺環境と調和させる。

① 圧迫感を抑える

- 工業地では、大規模な倉庫や工場が立ち並びます。建物規模に合わせて大きな規模の屋外広告物が掲出されると周囲に圧迫感を与えます。屋外広告物を掲出する場合は圧迫感を与えないような適切な規模となるようにしましょう。

② 周辺環境に配慮し、建物と一体的に計画する

- 建物の設計の段階で広告物の計画を行い、建物との一体化を図りましょう。
- 周辺環境に配慮し、切文字や箱文字を使用するなどシンプルな意匠・色数となるようにしましょう。
- 複数の広告物を掲出する場合は、乱雑な印象を与えないように1つに集約しましょう。

③ うるおいを与える工夫をする

- 地上広告物を掲出する場合は、足元に植栽を配置するなどして、単調になりがちな景観にうるおいを与える工夫をしましょう。



切文字を用いて、圧迫感を与えない規模としている事例



建物と一体的に計画し、周辺環境に調和している事例



足元に植栽を配置し景観にうるおいを与えている事例

(4) 幹線道路沿道

【誘導方針】見通し景観に配慮し、秩序のある沿道空間を創出する。

- 見通し景観に配慮し、規模や掲出する位置などを工夫しましょう。周辺環境に調和した秩序のある沿道空間を創出しましょう。



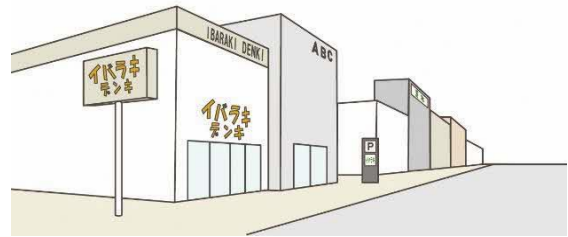
避けたい広告物のイメージ



規模が大きく周囲から逸脱した色彩の屋外広告物は、見通し景観を阻害することとなる。



望ましい広告物のイメージ



見通し景観を阻害しないような規模とし、周囲に調和した色彩のものを掲出する。

① 見通しに配慮した規模・配置とする

- 沿道の街路樹などが形成する見通し景観を阻害しないように、屋外広告物の規模は小さくし、可能な限り道路と敷地の境界面から敷地側に後退させて掲出し、高さを低くしましょう。
- 自動車運転手等の視界に入れるために様々な大きさや形態の屋外広告物が掲出されると、どの広告物を見れば良いのかわかりにくく、景観にも乱雑な印象を与えます。必要最小限の数に抑え、集約し、すっきりとした印象を与えるとともに、効果的に情報を伝達しましょう。



集約して掲出することですっきりとした印象としている事例

② 沿道景観に調和し、秩序のある形態・意匠・色彩とする

- 広告物を沿道景観と調和していない形態・意匠にしたり、逸脱した色彩を用いた場合、沿道景観のイメージを損ないます。良好な景観を形成するため、沿道景観に調和し、秩序のある形態・意匠・色彩となるように工夫しましょう。



シンプルな箱文字を使用して沿道景観に調和している事例

③ 交通安全を妨げない

- 大きく派手な屋外広告物は、交通標識や信号機などの視認性に影響を与えます。大きさや色彩などは交通安全を妨げないものとしましょう。



目立ち過ぎない規模・色彩とすることで、交通安全を妨げていない事例

(5) 山間部

【誘導方針】原則として屋外広告物の掲出を控え、掲出する場合は豊かな自然景観(北摂山系等)の眺望を妨げないようにする。

- 北摂山系の山並みなど豊かな自然景観を維持するために、屋外広告物の掲出を控えましょう。



避けたい広告物のイメージ



豊かな自然の中に規模の大きな屋外広告物が多数掲出されると、周囲への眺望の妨げとなる。



望ましい広告物のイメージ



屋外広告物の掲出を控え、やむを得ず掲出する場合は、最小限の規模にして周囲の自然景観に調和した色彩や素材を使用する。

① 掲出を控える

- 北摂山系の山並みなど豊かな自然を感じることができる地域では、それらを維持するために屋外広告物の掲出を原則として控えましょう。

(以下、やむを得ず掲出する場合)

② 自然景観に調和した規模・色彩・素材とする

- やむを得ず屋外広告物を掲出する場合は、自然景観を阻害しないように規模を小さくし、色彩にアースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用い、自然素材を使用しましょう。



規模を小さくし、自然景観に調和している事例

③ 適切に維持管理する

- 風雨に晒され汚れや退色、塗装の剥がれが生じた屋外広告物は、必要な情報が伝わらないだけでなく、景観を阻害する要因にもなります。定期的に点検し、適切に維持管理を行いましょう。
- 維持管理が行いやすいように、あらかじめメンテナンスのしやすい素材を選ぶなど工夫しましょう。

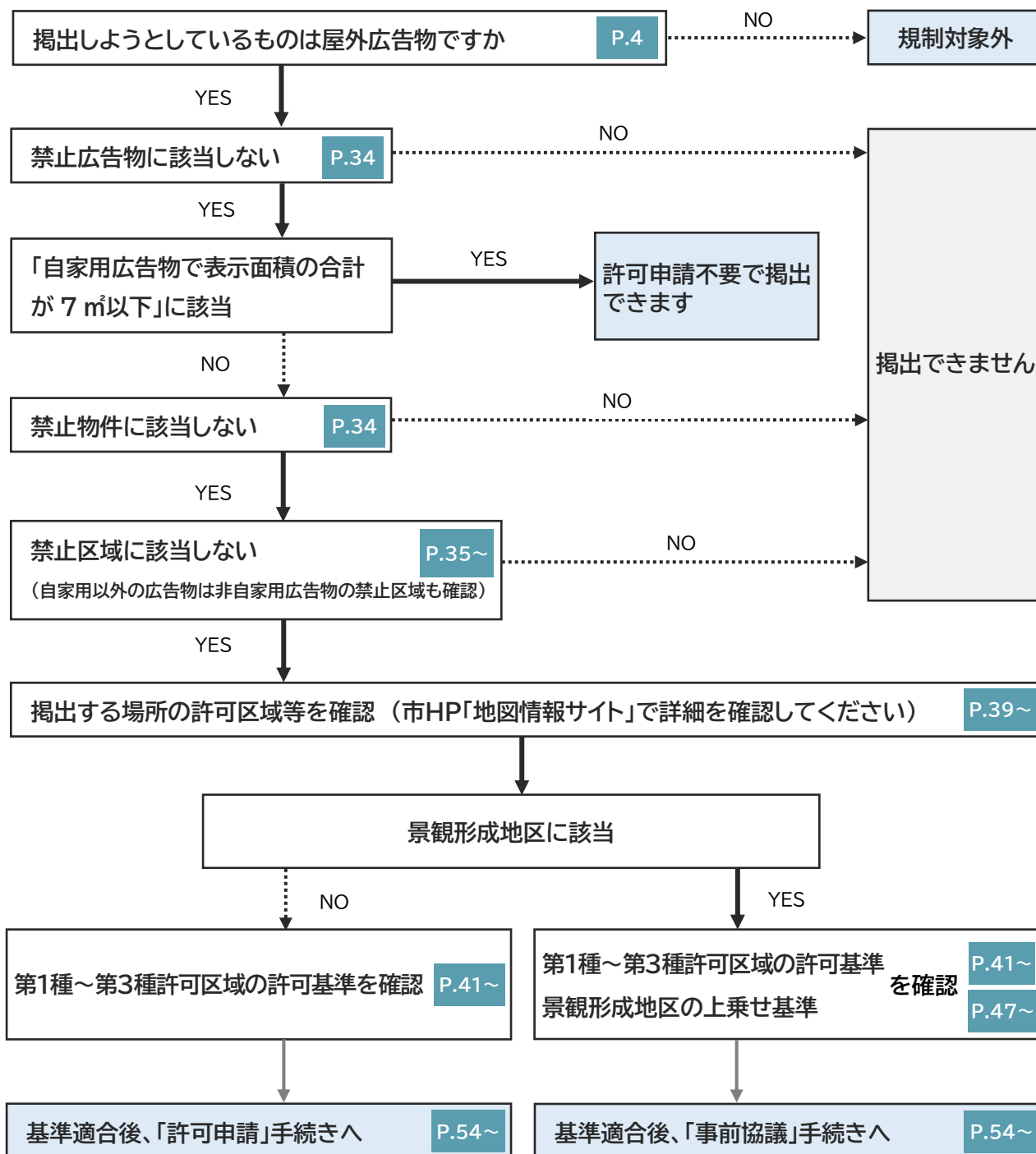


ステンレス素材を用いることにより、メンテナンスをしやすくしている事例

5. 茨木市屋外広告物条例・規則に基づく規制内容

屋外広告物を掲出するための確認フロー

屋外広告物の掲出する前に、フロー図に沿って屋外広告物の掲出手順を確認してください。



※ 上記「禁止物件」「禁止区域」「許可」については、適用除外の対象となる場合があります。適用除外の対象、基準、届出の必要性等については、P37～P38を確認してください。

(1) 禁止広告物

次に該当する広告物は掲出できません。

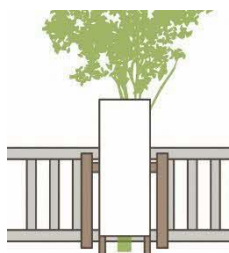
- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽化したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(2) 禁止物件

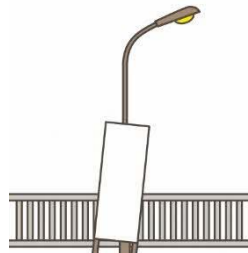
次の物件には、広告物は掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる広告物は除きます)

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋りょう、地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁
- ④ 街灯(道路管理者が設置するもの)、信号機、道路標識
- ⑤ 道路上の柵、駒止め
- ⑥ 消火栓、火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 形像、記念碑
- ⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- ⑪ 市長が指定する物件

簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)は、上記の物件に加えて電柱、電話柱、街灯(道路管理者が設置するものでないもの)、アーケード柱、アーチにも掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる広告物は除きます)



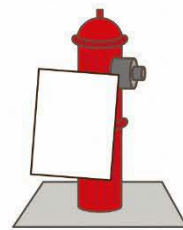
街路樹



街灯



信号機・道路標識



消火栓



郵便ポスト

(3) 禁止区域

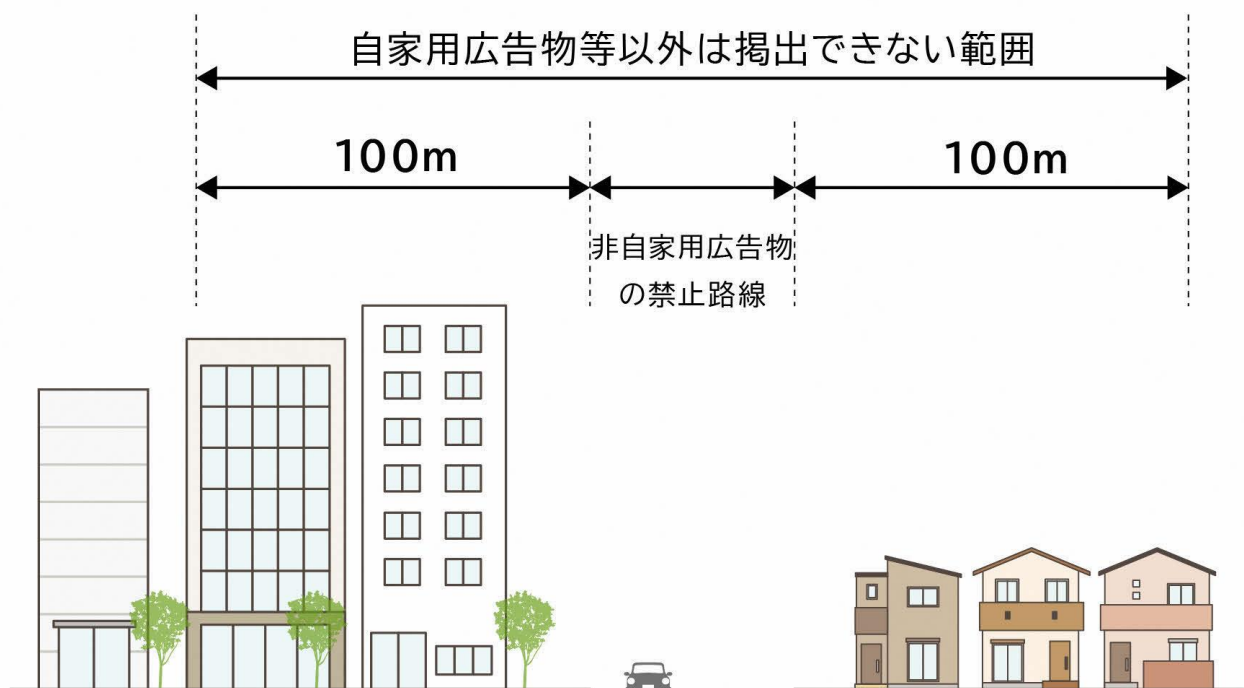
1) 広告物の禁止区域

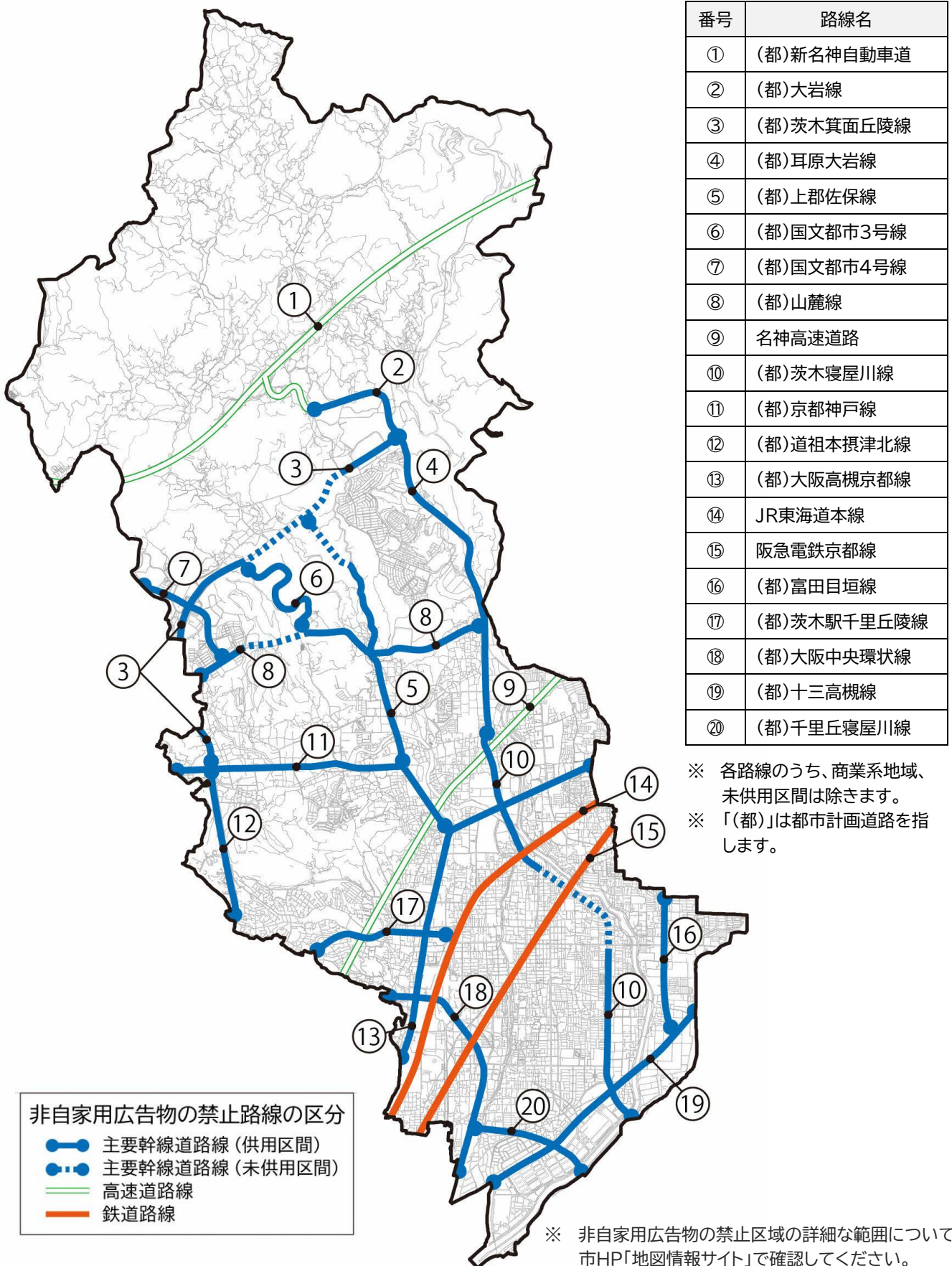
禁止区域は、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域であるため、広告物を掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる広告物は除きます)

関係法令		禁止区域
都市計画法		<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域
文化財保護法		<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定するもの ・史跡・名勝・天然記念物(仮指定されたものを含む)の地域または場所
文化財保護条例	府指定	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定するもの ・大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域または場所
	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定するもの ・茨木市指定史跡、茨木市指定名勝、茨木市指定天然記念物の地域または場所
森林法		<ul style="list-style-type: none"> ・保安林の区域で市長が指定するもの
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・古墳及び墓地 ・市長が指定する地域または場所

2) 非自家用広告物の禁止区域

次ページの道路・鉄道(20路線)とその両側100mの範囲(商業系地域、未供用区間は除きます)では自家用広告物等以外は掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる広告物は除きます)











非自家用広告物の禁止路線図

(4) 適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止物件、禁止区域)や許可申請手続きの適用が全部または一部除外されます。

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容			
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き	
(1)  茨木 〇〇な茨木へ 茨木太郎	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	—	○	○	不要
(2)  止まれ	法令の規定により掲出するもの	—	○	○	不要
(3)  〇〇図書館 〇〇Library 100m	道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体または公益社団法人、公益財団法人、自治会その他これに類する団体が掲出するもの	表示面積が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要	○	○	不要
(4)  茨木屋	自家用広告物※1	表示面積(同一の土地、建物または工作物に複数の広告物を掲出する場合は、その表示面積の合計)が7㎡以下のもの	○	○	不要
(5)  令和〇〇年 成人式 茨木家 葬祭場 いばらきホール	冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	—	○	○	不要
(6)  第1回 アート展 〇月〇日 - 〇月〇日 演劇 屋外物広告物について いばらき講演会	講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	—	○	○	不要
(7)  P 茨木 不動産 管理地	土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	掲出面積:7㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から広告物の最上端までの距離)	×	○	不要
(8)  寄贈 茨木会	公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を掲出するもの	寄贈者名等:0.5㎡以下 掲出面積:掲出方向から見て、広告物を掲出する建築物等の外郭線内を1平面とみなした場合の当該面の面積の1/20以下	×	○	不要

※1 「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に掲出する広告物をいいます。

適用除外の対象となる広告物		適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
			禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き
(9)	 <p>道先案内図その他の公衆の利便に供するもの (私立学校や病院など多数の人が利用する施設への案内版など)</p>	掲出面積: 5㎡以下 掲出位置: 5m以下(地上から広告物の最上端までの距離) 掲出個数: 2個以下	×	○	要
(10)	 <p>学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物</p>	—	×	○	要
(11)	 <p>電柱、電話柱または停留所標識を利用するもの</p>	—	×	○	要
(12)	 <p>車両、船舶、航空機等に掲出するもの</p>	—	×	○	不要※2
(13)	 <p>(7)～(12)以外の営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗、立看板 (政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)</p>	広告主または管理者の氏名(名称)・連絡先、掲出期間の始期終期を明示すること。 (1) はり紙、はり札 縦: 1.2m以下 横: 0.8m以下 (2) 広告旗 縦: 2.0m以下(脚部を含む) 横: 0.5m以下 (3) 立看板 縦: 2.0m以下(脚部を含む) 横: 1.5m以下	×	○	不要
(14)	 <p>掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札、広告旗、立看板</p>	同上	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する非自家用広告物で営利を目的とした広告物は、許可申請手続きが必要です。

上記以外に、次の広告物については、禁止区域や禁止物件に掲出できます。

- ・ 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組みに要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- ・ 公共団体が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの

(5) 許可区域等

本市では、禁止区域を除いた全ての区域で広告物(適用除外の対象となる広告物を除きます。)を掲出する場合は許可を必要とします。許可を受けるためには基準を満たす必要があり、当該基準は広告物を掲出する場所の区域に応じて3つに区分しています。

また、景観形成地区においては、当該基準に加えて、地区の特性に応じた上乘せ基準も満たす必要があります。

広告物を掲出する場所の区域等を確認してください

1) 許可区域

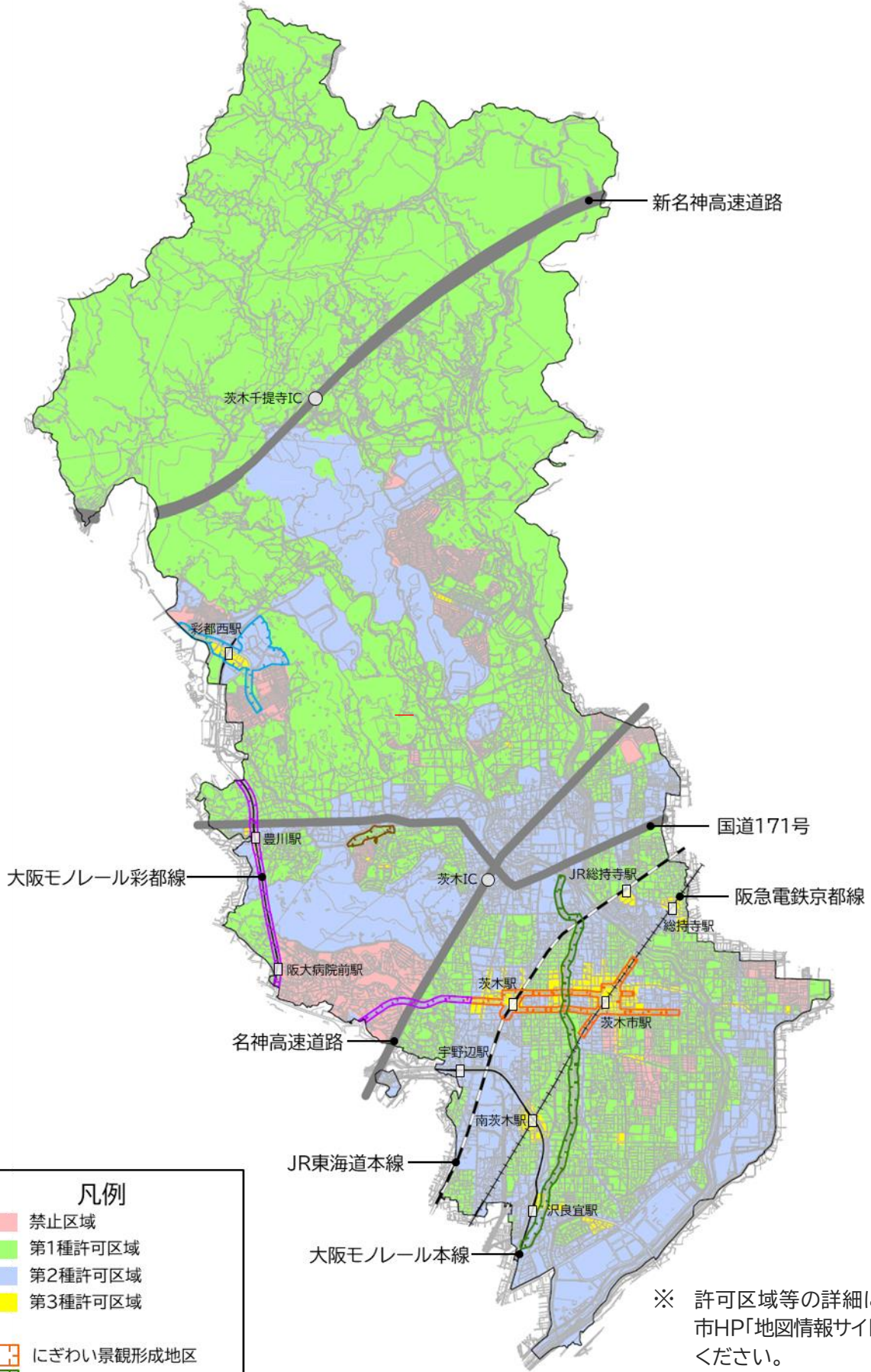
広告物を掲出する場所の区域に応じて、下の表のページに記載する基準を確認してください。

第1種許可区域 住宅地の落ち着いたあるまちなみや、北摂山系の山並み、田園風景が広がるエリア	住居系地域など ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・国道171号以北の市街化調整区域	P41
第2種許可区域 大規模な工場やマンション、幹線道路沿いの商業施設などのダイナミックなまちなみが広がるエリア	住居系地域、工業系地域など ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・田園住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・国道171号以南の市街化調整区域	P43
第3種許可区域 茨木市の玄関口として、品格のあるまちなみや商業の賑わいのあるまちなみを形成するエリア	商業系地域 ・近隣商業地域 ・商業地域	P45

2) 景観形成地区

広告物を掲出する場所が景観形成地区に該当する場合には、下の表のページに記載する基準も確認してください。

1) にぎわい景観形成地区	P47
2) 元茨木川緑地景観形成地区	P49
3) 彩都景観形成地区	P50
4) 歴史的景観形成地区	P51
5) 沿道景観形成地区	P52



凡例	
	禁止区域
	第1種許可区域
	第2種許可区域
	第3種許可区域
	にぎわい景観形成地区
	元茨木川緑地景観形成地区
	彩都景観形成地区
	歴史的景観形成地区
	沿道景観形成地区

※ 許可区域等の詳細については、市HP「地図情報サイト」で確認してください。

許可区域等図

(6) 許可区域の許可基準と配慮事項

1) 第1種許可区域

区域特性

第1種許可区域は、住宅地の落ち着いたあるまちなみや、北摂山系の山並み、田園風景が広がるエリアです。



第1種許可区域の許可基準

<p>屋上広告物</p>	<p>縦(h):建物の高さ(H)の1/5以下 (支柱等も高さを含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止</p>		<p>突出禁止 $w \leq W$ $h \leq 1/5H$</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>縦(h):壁面の高さ(H)の1/2以下 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/5以下 その他:壁面から水平方向への突出禁止</p>		<p>$w \leq W$ $h \leq 1/2H$ $(A+B)m^2 \leq 1/5(H \times W)m^2$ 水平方向への突出禁止</p>
<p>突出広告物</p>	<p>最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以下</p>		<p>壁面高さ(H)を超えない $x \leq 1m$ $y^1 \geq 4.7m$(車道上) $y^2 \geq 2.5m$(歩道上)</p>
<p>地上広告物</p>	<p>地上から最上端までの高さ(h):10m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):20㎡以下 表示面が1面の場合(E):10㎡以下</p>		<p>$h \leq 10m$ $(A+B+C+D)m^2 \leq 20m^2$ $E \leq 10m^2$(1面の場合)</p>
<p>工作物利用 広告物 (塀、柵、工事 の仮囲い等)</p>	<p>表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W) の1/5以下 その他:掲出する面からの突出禁止</p>		<p>突出禁止 $(A+B)m^2 \leq 1/5(H \times W)m^2$</p>

第1種許可区域の配慮事項(住宅地と周囲に自然や田園のあるまちなみ)

【誘導方針】住宅地の生活環境や豊かな自然景観への影響が最小限となるように配慮する。

- 住宅地の落ち着いたあるまちなみや周辺に見える北摂山系の山並み、田園風景との調和に配慮しましょう。

① 掲出を控える

- 地域住民の生活の場となる住宅地では、生活環境を損なわないようにするため、屋外広告物の掲出を控えましょう。
- 北摂山系の山並みなど豊かな自然景観が残されている地域では、それらを維持するために屋外広告物の掲出を控えましょう。

(以下、やむを得ず掲出する場合)

② 自然景観に調和した意匠・規模、配置、色彩にする

- やむを得ず屋外広告物を掲出する場合は、自然景観を阻害しないように自然素材を使用し、規模を小さくし、集約して掲出し、色彩にアースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用いましょう。

③ 夜間照明の使用は最小限にする

- 照明を用いる場合は、生活環境を損なわないように必要最小限とし、まちなみの雰囲気を出す温かみのある照明にしましょう。
- 眩しさを感じる不快な光や、点滅する光、高速モーションの光の使用は控えましょう。深夜帯には消灯するなど、生活環境に配慮しましょう。

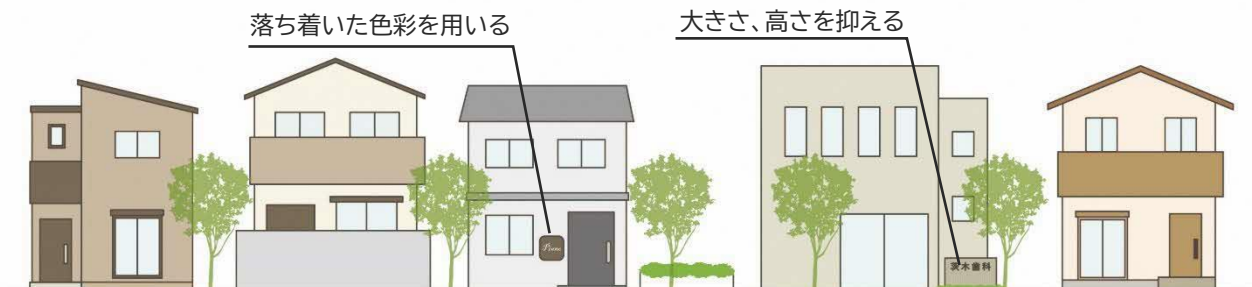
避けたい広告物のイメージ



自然景観が残されている地域では、屋外広告物の掲出を控える



低彩度の色彩を用い、自然景観と住宅景観に調和している事例



2) 第2種許可区域

区域特性

第2種許可区域は、大規模な工場やマンション、幹線道路沿いの商業施設などのダイナミックなまちなみが広がるエリアです。



第2種許可区域の許可基準

<p>屋上広告物</p>	<p>縦(h):建物の高さ(H)の1/5以下 (支柱等も高さを含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止</p>		<p>突出禁止 $w \leq W$ $h \leq 1/5 H$</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>縦(h):壁面の高さ(H)の1/2以下 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/5以下 その他:壁面から水平方向への突出禁止</p>		<p>$w \leq W$ $h \leq 1/2 H$ $(A+B) \text{ m}^2 \leq 1/5 (H \times W) \text{ m}^2$ 水平方向への突出禁止</p>
<p>突出広告物</p>	<p>最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以下</p>		<p>壁面高さ(H)を超えない $x \leq 1 \text{ m}$ $y^1 \geq 4.7 \text{ m (車道上)}$ $y^2 \geq 2.5 \text{ m (歩道上)}$</p>
<p>地上広告物</p>	<p>地上から最上端までの高さ(h):15m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):30m²以下 表示面が1面の場合(E):15m²以下</p>		<p>$h \leq 15 \text{ m}$ $(A+B+C+D) \text{ m}^2 \leq 30 \text{ m}^2$ $E \leq 15 \text{ m}^2$ (1面の場合)</p>
<p>工作物利用 広告物</p>	<p>表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W)の1/5以下 その他:掲出する面からの突出禁止</p>		<p>突出禁止 $(A+B) \text{ m}^2 \leq 1/5 (H \times W) \text{ m}^2$</p>

第2種許可区域の配慮事項(道路沿道に店舗や倉庫等のあるまちなみ)

【誘導方針】通りの見通しや沿道のまちなみの連続性を妨げない規模、配置にする。

- 道路沿道には商業施設や倉庫、工場など、多様な施設が立地しています。屋外広告物を掲出する場合は、周囲に圧迫感を与えないように配慮するとともに、道路沿道のまちなみとの調和に配慮しましょう。

① 見通しを妨げない

- 沿道の街路樹などが形成する見通し景観を阻害しないように、屋外広告物の規模は小さくし、可能な限り道路と敷地の境界面から敷地側に後退させて掲出しましょう。
- 自動車運転手等の視界に入れるために様々な大きさや形態の屋外広告物が掲出されると、どの広告物を見れば良いのかわかりにくく、景観にも乱雑な印象を与えます。必要最小限の数に抑え、集約して掲出し、見通しの景観としてすっきりとした印象を与えるとともに、効果的な情報伝達をしましょう。



集約して掲出することで見通し景観がすっきりとした印象としている事例

② まちなみの連続性を妨げない

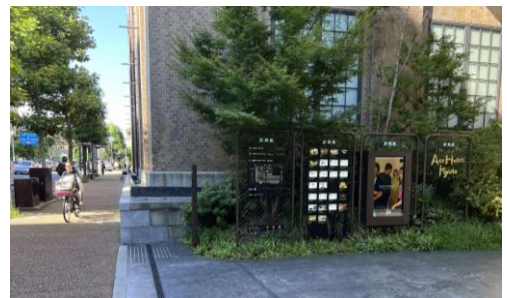
- 通りの見通しを妨げることがないように、突出広告物は突出幅や大きさを揃え、その他の広告物は切文字や箱文字などの規模の小さなものを使用しましょう。



小さな規模で突出幅を揃えることで見通し景観がすっきりとした印象としている事例

③ まちなみに調和した色彩にする

- 屋外広告物に沿道景観に調和しない色彩を用いた場合、周囲から突出した印象を与えてしまいます。低彩度の色彩を使用するなどして、沿道景観との調和を図りましょう。



低彩度の色彩を用い、沿道景観に調和している事例



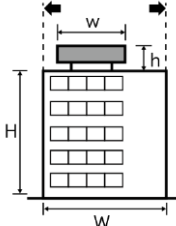
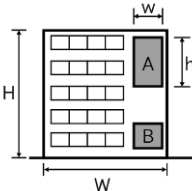
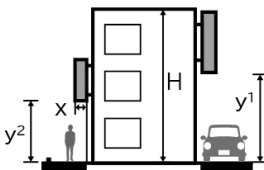
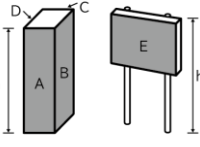
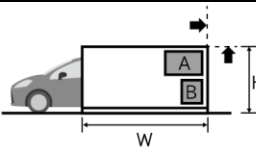
3) 第3種許可区域

区域特性

第3種許可区域は、茨木市の玄関口として、品格のあるまちなみや商業の賑わいのあるまちなみを形成するエリアです。



第3種許可区域の許可基準

<p>屋上広告物</p>	<p>縦(h):建物の高さ(H)の1/3以下 (支柱等も高さを含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止</p>	 <p>突出禁止 $w \leq W$ $h \leq 1/3H$</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>縦(h):壁面の高さ(H)の範囲内 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/3以下 その他:壁面から水平方向への突出禁止</p>	 <p>$w \leq W$ $h \leq H$ $(A+B) \text{ m}^2 \leq 1/3(H \times W) \text{ m}^2$ 水平方向への突出禁止</p>
<p>突出広告物</p>	<p>最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以下</p>	 <p>壁面高さ(H)を超えない $x \leq 1\text{m}$ $y^1 \geq 4.7\text{m}$(車道上) $y^2 \geq 2.5\text{m}$(歩道上)</p>
<p>地上広告物</p>	<p>地上から最上端までの高さ(h):15m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):40㎡以下 表示面が1面の場合(E):20㎡以下</p>	 <p>$h \leq 15\text{m}$ $(A+B+C+D) \text{ m}^2 \leq 40 \text{ m}^2$ $E \leq 20 \text{ m}^2$(1面の場合)</p>
<p>工作物利用 広告物</p>	<p>表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W)の1/3以下 その他:掲出する面からの突出禁止</p>	 <p>突出禁止 $(A+B) \text{ m}^2 \leq 1/3(H \times W) \text{ m}^2$</p>

第3種許可区域の配慮事項(商業地の賑わいのあるまちなみ)

【誘導方針】周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいを感じられる表示とする。

○ 歩いて楽しいまちなみになるように、連続的な賑わいを形成するように配慮しましょう。

① 賑わいの連続性を創出する

- 人の目に入りやすい建物の低層部(1~3階)に屋外広告物を集約し、効果的な情報伝達をしましょう。
- 隣接する建物と屋外広告物の掲出位置や大きさ、形態等を揃えることにより、賑わいの連続性を創出しましょう。



形態等を揃えて連続的な賑わいを創出している事例

② 通りの見通しを妨げない

- 通りの見通しを妨げることがないように、突出広告は突出幅や形態を揃え、その他の広告物は切文字や箱文字などの規模の小さなものを使用しましょう。



突出幅や形態を揃えて通りの見通しを妨げない事例

③ まちなみに調和した色彩にする

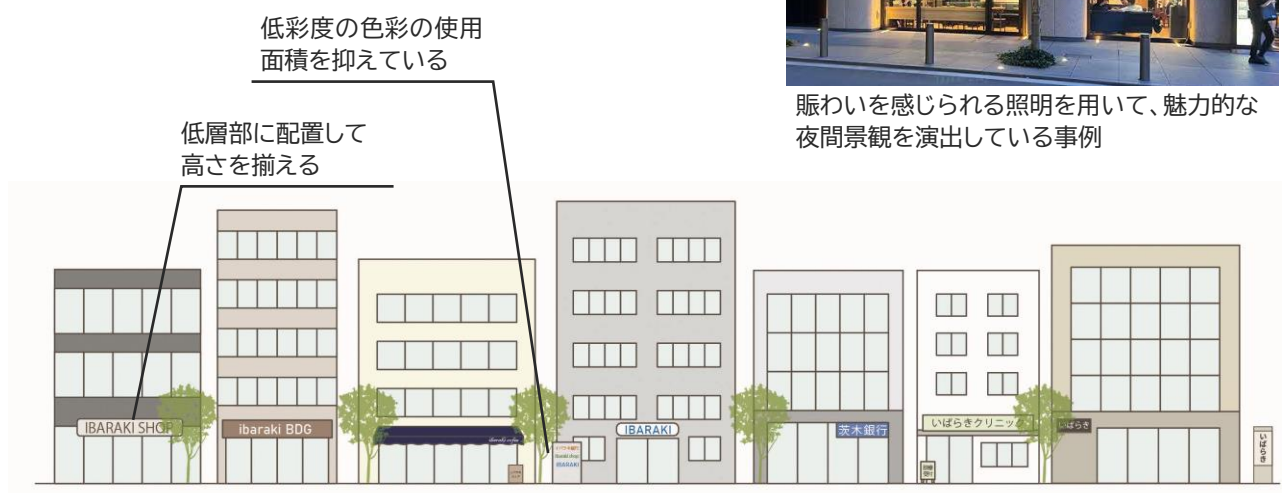
- 彩度の高い色彩は使用面積を抑え、まちなみに調和するように低彩度の色彩を使用して、すっきりとした表示としましょう。

④ 魅力的な夜間景観を演出する

- 屋外広告物の照明は、際立たせ過ぎず賑わいを感じられるものを用いることにより、魅力的な夜間景観を演出しましょう。



賑わいを感じられる照明を用いて、魅力的な夜間景観を演出している事例



(7) 景観形成地区の許可基準と配慮事項

1) にぎわい景観形成地区

JR茨木駅及び阪急茨木市駅の周辺と、それらをつなぐ中央通りと東西通り周辺で構成され、中心市街地として市民や来訪者が活気や賑わいを感じられる地区です。



にぎわい景観形成地区の許可基準(第2種または第3種許可区域の許可基準に上乘せ)

掲出する場所の 許可基準 (第2種または 第3種のいずれか)	+	景観形成地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下

にぎわい景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】活気ある通りの賑わいのなかにも、心地よさとまちの品格を感じさせるまちなみにする。

- 通りの賑わいを繋げつつ心地よさやまちの品格を感じられるように、意匠や掲出方法を工夫しましょう。

① 通りの活気を創出する

- 通りに面した場所に屋外広告物を掲出する場合は、歩行者が見やすい位置に掲出し、通りの活気を創出するような意匠にしましょう。



歩行者が見やすい位置に立看板を置いて通りの活気を創出している事例

② 店先の広告物に植栽を添える

- 店先に掲出する屋外広告物には植栽を添えるなどして、心地よさを感じられるようにしましょう。

③ 店内と一体的に演出する

- 通りから見える店内と屋外広告物は一体となって店舗のイメージを形成し、まちなみを構成します。品格を感じさせるまちなみの一部となるような店舗を演出するため、屋外広告物の掲出方法などを工夫しましょう。



内照式の照明を用いることにより、店内の品格を高めている事例

コラム 茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン

本市の中心市街地では、様々な拠点施設が更新時期を迎えており、この転換期を契機ととらえ、まちなかを車中心から「人」中心の空間に再編し、豊かさや幸せをもたらす思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前のように繰り広げられる空間形成を目指しています。

このような背景のもと、一方通行化構想のあるメインストリートの東西軸(中央通りと東西通り)を対象に、歩きやすく歩きたくなるメインストリート为官民が連携して実現するための指針として道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示す「茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン」を策定しています。

中央通りと東西通りにおける屋外広告物の掲出に当たっては、「茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン」も参考にして、通りの特性に配慮し、通りの魅力の向上につながる屋外広告物のデザインを積極的に取り入れましょう。

【茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン】



●将来像のイメージ-中央通り



賑わいと交流を育む
親しみやすいデザイン

東西通り



身近にうるおいを感じる良質で
落ち着きのあるデザイン

2) 元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地は旧河川跡地を活用した緑地で、豊富な植栽や樹間を通る道路や緑道が特徴的です。この緑地は、市街地を南北に縦断し、都心部にうるおいを与える空間として市民に親しまれています。



元茨木川緑地景観形成地区の許可基準(第1種～第3種許可区域のいずれかの許可基準に上乘せ)

掲出する場所の 許可基準 (第1種から第3種 までのいずれか)	+	景観形成地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
	共通	色彩	広告物板面の地色の色彩は、色相 R,YR,Y は彩度8以下 その他の色相は彩度6以下	

元茨木川緑地景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】風格のある自然の緑の存在感を妨げないような落ち着いた色彩や規模とする。

○ 元茨木川緑地の豊かな緑に調和し、緑との繋がりや一体感を感じさせる沿道景観となるようにしましょう。

① 緑に馴染む色彩にする

- 自然の緑を阻害しないように、色彩にアースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)や樹皮に近い色を使用しましょう。



アースカラーを用いて、自然の緑と馴染ませている事例

② 樹木の高さを超えないようにする

- 自然の緑の存在感を妨げないように、屋外広告物の規模は小さくし、樹木の高さを超えないようにしましょう。



規模を小さくして樹木の高さを超えないようにしている事例

③ 温かみのある夜間照明にする

- 照明を用いる場合は、自然の緑の景観を阻害しないように必要最小限とし、温かみのある照明にしましょう。



温かみのある照明を使用し、緑を良好に魅せている事例

3) 彩都景観形成地区

大阪モノレール彩都西駅周辺とあさぎ大通り・やまぶき大通り、ライフサイエンスパークで構成され、住宅地や研究開発施設等が一体となり、周辺の自然景観と調和した、美しく個性的なまちなみを形成しています。



彩都景観形成地区の許可基準(第1種～第3種許可区域のいずれかの許可基準に上乘せ)

掲出する場所の 許可基準 (第1種から第3種 までのいずれか)	+	景観形成地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下

彩都景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】沿道から見た山並みやまちなみへの眺めに配慮する。

○ 自然景観やまちなみに調和した規模・配置・色彩となるようにしましょう。

① 個性的なまちなみのイメージを損なわない規模にする

- 彩都の個性的な沿道のまちなみのイメージを損なわないように、規模を小さくしましょう。



規模を小さくし、まちなみのイメージを損なわないようにしている事例

② 高層部に掲出しない

- 沿道から背景に山並みが見える場所では、建物の高層部への掲出は避けましょう。

③ 自然景観と住宅景観に馴染む色彩にする

- 自然景観と住宅景観が同時に背景となる場所が多いため、それらの両方に馴染むように、色彩には低彩度のものを使用しましょう。



低彩度の色彩を用いて、周囲の自然景観や住宅景観に馴染ませている事例

4) 歴史的景観形成地区

勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内で、歴史の趣が感じられる落ち着いた佇まいのまちなみが残されています。



歴史的景観形成地区の許可基準(第1種許可区域の許可基準に上乘せ)

第1種許可区域の許可基準	+	景観形成地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
	共通	色彩	広告物板面の地色の色彩は、全ての色相で彩度6以下	

歴史的景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】落ち着いた色彩を基調とし、歴史の趣が感じられるまちなみを損なわない最小限の掲出とする。

○ 歴史的で落ち着いた佇まいのまちなみを損なわない色彩・意匠・規模となるようにしましょう。

① 歴史的なまちなみを損なわない

- 歴史的なまちなみを損なわないように落ち着いた色彩を基調とし、素材には、木材や石材などの自然素材を使用するなど、意匠を工夫しましょう。



自然素材を使用して、歴史的なまちなみを損なわないようにしている事例

② 屋外広告物の規模を小さくする

- 屋外広告物の規模を小さくして、落ち着いた佇まいを損なわないようにしましょう。



屋外広告物の規模を小さくし、落ち着いた佇まいを損なわないようにしている事例

③ 温かみのある夜間照明にする

- 夜間の落ち着いた佇まいを損なわないように、夜間照明は温かみのあるものを使用しましょう。

5) 沿道景観形成地区

都市計画道路祖本摂津北線及び同茨木箕面丘陵線、同茨木駅千里丘陵線で構成され、本市のシンボルロードとして、街路樹が植栽され、沿道の建物とともに美しい景観が創出されています。



沿道景観形成地区の許可基準(第1種～第3種許可区域のいずれかの許可基準に上乘せ)

掲出する場所の 許可基準 (第1種から第3種 までのいずれか)	+	景観形成地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1基の1面当たり30㎡以下

沿道景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】シンボルロードとしてふさわしい秩序ある沿道空間を創出する。

- シンボルロードとしてふさわしい景観となるように、沿道の街路樹に調和させる。

① 街路樹に馴染む規模・配置・色彩とする

- 街路樹が連続する、うるおいのある沿道景観を妨げないように、街路樹の高さより低い位置に配置し、色彩にはアースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)を使用しましょう。



板面の地色にアースカラーを用いて、街路樹に馴染ませている事例

② 通りの見通しを妨げない

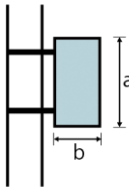
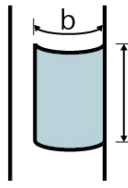
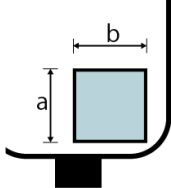
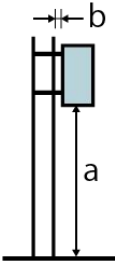
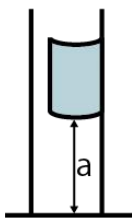
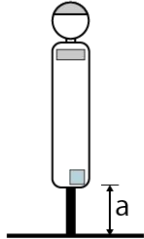
- 沿線の屋外広告物は、見通しの景観を妨げず、周囲に圧迫感を与えないように道路の幅員や街路樹の高さに応じて大きさや高さを整えましょう。



街路樹の高さより低くして、通りの見通し景観を妨げていない事例


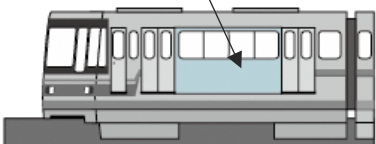
(8) 電柱、電話柱、停留所標識、車体を利用する広告物の許可基準

電柱、電話柱、停留所標識、車体に広告物を掲出する場合の許可を受けるためには、次の基準を満たす必要があります。ただし、適用除外(P37～P38 参照)で許可申請手続きが不要となる広告物は、この限りではありません。

	電柱または電話柱を利用する広告物		停留所標識を利用する広告物
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦:1.2m以下(a) 横:0.45m以下(b) 	縦:1.5m以下(a) 横:電柱または電話柱の円周の範囲内(b) 	縦:0.45m以下(a) 横:0.45m以下(b) 
掲出位置	地上から最下端までの距離: 4.7m以上(a) (歩道 2.5m以上) 電柱との間隔: 0.15m以下(b) 	地上から最下端までの距離: 1.2m以上(a) 	地上から最下端までの距離: 0.7m以上(a) 
掲出数	電柱または電話柱1本当たり 1個まで	電柱または電話柱1本当たり 1個まで※1	停留所標識1本当たり2面まで ※2
色彩等	① 地色は、電柱、電話柱を利用する広告物にあっては白色または白色以外の色で彩度が3以下のもの、停留所標識を利用する広告物にあっては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること。 ② 蛍光、発光、反射を伴う塗料または材料を用いないこと。		

※1 道路標識を掲出している電柱または電話柱には、掲出してはいけません。ただし、新設または既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りではありません。

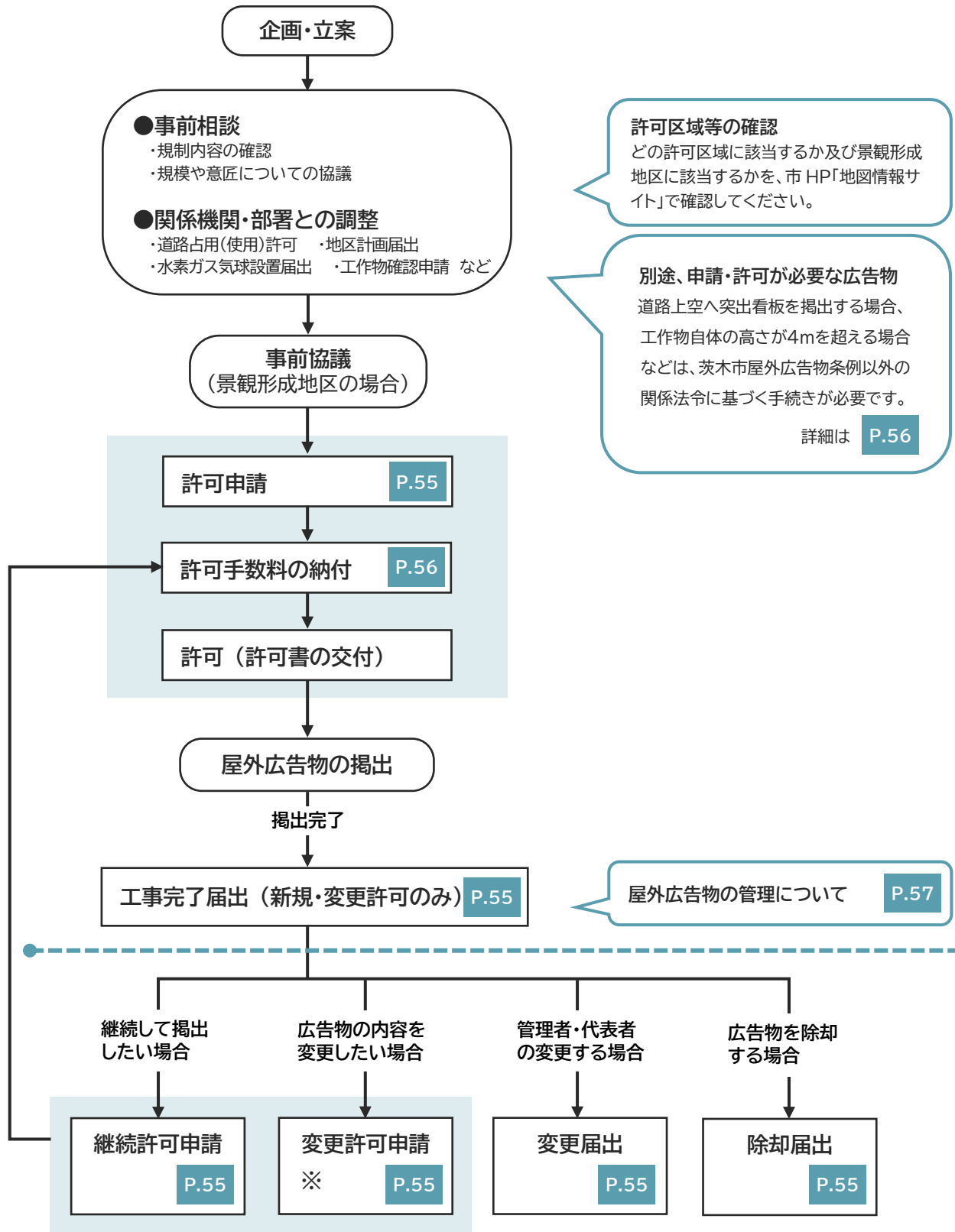
※2 進行車両の非対面・歩道側面に限ります。

車体を利用する広告物	
路線バス	電車
<p>【1車両当たりの表示面積が4㎡未満のもの】</p> <p>前面に表示しないこと 後面は1.7㎡以下</p>  <p>側面は1面につき 1.5㎡以下</p> <p>側面・後面それぞれ1面当たり2個以下 窓・ドア等のガラス部分に表示するものでないこと。 消防車・救急車と紛らわしくないものであること。</p> <p>【1車両当たりの表示面積が4㎡以上のもの】 市長が別に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>【1車両当たりの表示面積が8㎡未満のもの】</p> <p>・車体のそれぞれの面の表示面積は4㎡以下</p>  <p>窓・ドア等のガラス部分に表示するものでないこと。</p> <p>【1車両当たりの表示面積が8㎡以上のもの】 市長が別に定める基準に適合するものであること。</p>
広告宣伝用自動車	
消防車・救急車と紛らわしくないものであること。	

6. 許可申請手続き

許可申請手続きのフロー

屋外広告物の許可申請手続きは、次のとおりです。



※ 申請内容や掲出場所によっては関係部署との調整や事前協議が必要な場合があります。

(1) 必要書類

許可申請、届出の様式は、市 HP に掲載しています。

申請書・届出書・添付書類は各 2 部(正・副)提出してください。

茨木市 屋外広告物

検索

		事前協議	新規許可申請	継続許可申請	変更許可申請	変更届出	工事完了届出	除却届出	摘要	
様式		第 2 号 事前協議書	第 3 号 屋外広告物等 許可申請書 (新規)	第 3 号 屋外広告物等 許可申請書 (継続)	第 4 号 屋外広告物等 変更許可 申請書	第 6 号 屋外広告物等 変更届出書	第 7 号 屋外広告物等 工事完了等 届出書	第 9 号 屋外広告物等 除却届出書		
添付書類	付近見取図	○	○	○	○	—	○	○	主要道路等を明示したもの	
	配置図	○	○	○ (省略可)	○	—	—	—	建築物・広告物それぞれの位置関係がわかるもの	
	現況カラー写真	○ 広告物の 掲出場所の 現況が わかるもの	○ 広告物の 掲出場所の 現況が わかるもの	○ 広告物全ての 表示内容が わかるもの	○ 変更される 広告物全ての 表示内容が わかるもの	—	○ 工事完了後の 広告物全ての 表示内容が わかるもの	○ 除却前、除却後 の状況が わかるもの		
	図面関係	立面図 (着色)	○	○	○ (省略可)	○	—	—	—	これらの図面等のうち、 形状、寸法※1、色彩、意匠、 材料、構造がわかるものを 添付※2 (色彩については、マンセル 表色系に基づく色彩の 表示が必要)
		意匠図 (着色)	○	○	○ (省略可)	○	—	—	—	
		構造図	○	○	○ (省略可)	○	—	—	—	
		掲出する場所 または物件の 所有者(管理者) の承諾書	—	○	○	○	—	—	—	広告物の掲出場所が申請者以外 の所有(管理)に属する場合 申請書の承諾欄に当該所有者 (管理者)が自署または記名押印 した場合は不要
		道路占用許可書 (写)	—	○	○	○	—	—	—	突出広告物等で、道路の上空を 占用する場合等
		事前協議書副本 (写)	—	○	—	○	—	—	—	景観形成地区で広告物を掲出 する場合
		屋外広告物等 安全点検報告書 (様式第 8 号)	—	—	○	—	—	—	—	広告物が一定規模※3を超える 場合(塗料等により壁面に直接 表示される場合を除く。)
	委任状	○	○	○	○	○	○	○	申請者が当該許可・届出手続 きを代理人に委任する場合	

※1 寸法は、次の広告物の種類に応じたものをいいます。

- (1) 屋上広告物 広告物の縦幅(支柱等も縦幅に含む)・横幅・面積、広告物の外壁の延長面からの突出状況、掲出される建物の高さ・横幅
- (2) 壁面広告物 広告物の縦幅・横幅・面積、広告物の掲出される壁面からの水平方向への突出状況、掲出される壁面の高さ・横幅・面積
- (3) 突出広告物 広告物の縦幅・横幅・面積、広告物の掲出される壁面の最上端からの突出状況、敷地境界からの突出幅、地上から広告物の最下端までの距離、広告物の真下の種類(敷地・車道・歩道のいずれに当たるか)
- (4) 地上広告物 地上から広告物の最上端までの距離、広告物の面積
- (5) 工作物利用広告物 広告物の面積・掲出される工作物の面の面積、当該面からの突出
- (6) その他の広告物 広告物の縦幅(支柱等も縦幅に含む)・横幅・面積・掲出位置

※2 変更許可申請の場合は変更点についての形状、寸法、色彩、意匠、材料、構造がわかるものを添付してください。

※3 一定規模とは、地上から当該広告物の最上端までの距離が4mを超え、かつ、表示面積が3㎡以上のものをいいます。

(2) 許可手数料と許可期間

屋外広告物の掲出の許可を受けるには、書類審査後にお渡しする納付書により、許可手数料の納付が必要です。ただし、政治資金規正法第6条の届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗または立看板を掲出するときは、許可手数料は不要です。

区分		手数料の額	許可期間
はり紙・はり札		100枚までごとに250円	3月以内
広告幕・広告旗		1枚につき350円	
立看板		1基につき200円	
アドバルーン		1個につき650円	
車両に掲出する広告物※	4㎡未満のもの	1個につき250円	2年以内
	4㎡以上のもの	車両1台につき2,000円	
広告塔・広告板 (広告塔、広告板、建物その他の 工作物等に掲出された広告物 を含む。)	2㎡未満のもの	1件につき450円	
	2㎡以上 5㎡以下のもの	1件につき1,000円	
	5㎡を超えるもの	1件につき1,000円に、5㎡を超える面積が 5㎡までごとに、1,000円を加算した額	

※ 車両1台に複数の広告物を掲出する場合は、当該広告物の表示面積の合計により区分を決定します。

(3) 関係法令に基づく手続き

屋外広告物の掲出に当たっては、茨木市屋外広告物条例のほかに次のような関係法令に基づく手続きが必要です。

事項	必要な許可等の種類	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	大阪国道事務所 高槻維持出張所(国道) TEL:072-671-5981 大阪府茨木土木事務所(府道) TEL:072-627-1121 茨木市建設管理課(市道) TEL:072-620-1650
・道路上で工事または作業する場合 ・突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路使用許可 (道路交通法)	茨木警察署 TEL:072-622-1234
工作物自体の高さが4mを超える物件 を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	特定行政庁(茨木市審査指導課) TEL:072-620-1661 指定確認検査機関
設備容量2キロボルトアンペア以上の ネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (茨木市火災予防条例)	茨木市消防本部予防課 TEL:072-622-6950
アドバルーンを掲出する場合	許可または届出 (航空法)	大阪航空局 関西空港事務所 TEL:072-455-1330
	水素ガスを充填する 気球の設置届出 (茨木市火災予防条例)	茨木市消防本部予防課 TEL:072-622-6950
地区計画で広告物の規制がある場合	届出等	茨木市都市政策課 TEL:072-620-1660
生産緑地地区の規制がある場合	許可等 (生産緑地法)	

(4) 屋外広告物の管理

① 管理義務

屋外広告物の所有者、占有者及び管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、屋外広告物の補修その他の必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、安全管理の観点から、茨木市屋外広告物条例・規則に基づき、地上から当該広告物の最上端までの距離が4mを超え、かつ、表示面積が3㎡以上の屋外広告物の所有者、占有者及び管理者に対し、屋外広告士などの有資格者による安全点検の実施が義務付けられています。

併せて当該屋外広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。



※ 縦幅が4mを超える屋外広告物のうち、新設時に建築基準法に定められている工作物確認を行っていないものについては、茨木市審査指導課に相談してください。

② 安全点検実施者の資格

茨木市屋外広告物条例・規則に基づき、安全点検実施者の資格を次のように定めています。

- ・ 屋外広告士
- ・ 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法第 44 条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
- ・ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

③ 除却義務

屋外広告物を掲出する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

許可された屋外広告物及び掲出の届出をした屋外広告物を除却したときは、「屋外広告物等除却届出書」により除却した旨を届け出てください。

(5) 違反措置・罰則

① 違反広告物に対する措置

茨木市屋外広告物条例・規則に違反した屋外広告物については、広告主、掲出の工事施行者または管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、強制的に除却することがあります。

② 広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、茨木市屋外広告物条例・規則に違反した屋外広告物の掲出を防止する義務があります。

この義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

③ 罰則

茨木市屋外広告物条例・規則に違反した場合には、50万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や屋外広告物の掲出を指示したものに対しても罰則の規定が適用されます。

(6) 屋外広告業の登録

屋外広告業とは、広告主から広告物の掲出に関する工事を請け負い、広告物を掲出する営業を行う者のことをいいます。

茨木市において屋外広告業を営まれる方は大阪府知事登録を受ける必要があります。(登録手数料が必要です。)

登録の有効期間は5年間で、期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、有効期間の満了の30日前までに登録の更新手続きを行ってください。なお、登録に当たっては、営業所ごとに業務主任者(屋外広告士であること等の要件を満たす者)を選任しなければなりません。

(7) 窓口一覧

屋外広告物の許可申請や屋外広告業の登録申請の申請に関する窓口は、次のとおりです。

屋外広告物の 事前相談・許可申請	茨木市都市整備部 都市政策課	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館5階 TEL:072-620-1660 MAIL:toshi@city.ibaraki.lg.jp
屋外広告業の登録申請	大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ	大阪府住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府庁咲洲庁舎27階 TEL:06-6210-9718 MAIL:kenchikukankyo-g04@gbox. pref.osaka.lg.jp

